

0001

3-1 個人情報・データ管理 > 個人情報保護法

難易度：基礎

- 個人情報保護法上の「個人情報」に関する説明として最も適切なものはどれか。
- ア. 生存する個人に関する情報で、氏名等により特定の個人を識別できるもののほか、他の情報と容易に照合して識別できるものも含まれる。
 - イ. 死亡した者に関する情報は、それだけで常に個人情報保護法上の個人情報となる。
 - ウ. 法人名だけが記載された情報は、必ず個人情報に該当する。
 - エ. 氏名が削除されていれば、どのような情報でも個人情報には該当しない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。個人情報には、単独で識別できる情報だけでなく、他の情報と容易に照合することで特定個人を識別できるものも含まれる。

イ：誤り。同法の個人情報は「生存する個人」に関する情報を基本とする。

ウ：誤り。法人そのものの情報は直ちに個人情報とはならない。

エ：誤り。氏名がなくても他情報との容易照合で個人を識別できれば該当し得る。

総合解説：個人情報には、単独で識別できる情報だけでなく、他の情報と容易に照合することで特定個人を識別できるものも含まれる。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0002

3-1 個人情報・データ管理 > 個人情報保護法

難易度：標準

- 個人識別符号に関する説明として最も適切なものはどれか。
- ア. 個人識別符号は、本人が自ら設定したニックネームだけを指す。
 - イ. 身体的特徴を電子計算機用に変換した符号や、旅券番号等の法令で定める符号には、個人識別符号に該当するものがある。
 - ウ. 個人識別符号は、法人を識別する法人番号だけを指す。
 - エ. 個人識別符号が含まれていても、氏名がなければ個人情報にはならない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。ニックネームに限定される概念ではない。

イ：正しい。個人識別符号は、法令で定める身体特徴由来の符号や公的番号等を含み、それ単体で個人情報となり得る。

ウ：誤り。個人識別符号は個人の識別に関する法定概念である。

エ：誤り。個人識別符号を含む情報は個人情報に該当し得る。

総合解説：個人識別符号は、法令で定める身体特徴由来の符号や公的番号等を含み、それ単体で個人情報となり得る。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0003

3-1 個人情報・データ管理 > 個人情報保護法

難易度：標準

要配慮個人情報の取得に関する原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 本人の同意は不要で、取得後に社内記録を残せば足りる。
- イ. 公表されている要配慮個人情報は、常に自由に取得できる。
- ウ. 法令に基づく場合などの例外を除き、あらかじめ本人の同意を得て取得する必要がある。
- エ. 要配慮個人情報という区分は個人情報保護法には存在しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。原則として取得前の本人同意が必要である。
イ：誤り。公表されていることのみで一律に同意不要となるわけではない。
ウ：正しい。要配慮個人情報は差別・偏見等につながるおそれがあるため、取得について原則として事前の本人同意が求められる。
エ：誤り。同法は要配慮個人情報を定義し特別の取扱いを定める。
総合解説：要配慮個人情報は差別・偏見等につながるおそれがあるため、取得について原則として事前の本人同意が求められる。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0004

3-1 個人情報・データ管理 > 個人情報保護法

難易度：基礎

個人情報取扱事業者が利用目的を定める際の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 「当社の事業活動のため」とだけ定めれば、常に十分に特定したことになる。
- イ. 利用目的は社内資料に記載すればよく、本人への通知・公表は一切不要である。
- ウ. 利用目的は取得後であれば無制限に変更できる。
- エ. 利用目的は、本人が一般的かつ合理的に予測できる程度に、できる限り特定する必要がある。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。過度に抽象的な記載では十分な特定とならない場合がある。
イ：誤り。取得時等には通知・公表等のルールがある。
ウ：誤り。変更は当初目的と合理的な関連性を有すると認められる範囲が基本となる。
エ：正しい。利用目的は抽象的な包括表現だけでなく、どのような取扱いに使うか本人が合理的に予測できる程度に特定することが求められる。
総合解説：利用目的は抽象的な包括表現だけでなく、どのような取扱いに使うか本人が合理的に予測できる程度に特定することが求められる。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0005

3-1 個人情報・データ管理 > 個人情報保護法

難易度：標準

個人情報の利用目的を変更する場合の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 変更前の利用目的と合理的な関連性を有すると認められる範囲を超えて変更することはできない。
- イ. 一度取得した個人情報は、事業者の判断だけで全く別目的に自由に変更できる。
- ウ. 利用目的は一度定めると、いかなる場合も変更できない。
- エ. 変更後の利用目的は、本人に知らせる必要が一切ない。

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。利用目的の変更は無制限ではなく、本人の予測可能性を踏まえ、変更前との合理的関連性が認められる範囲に制約される。
- イ：誤り。利用目的変更には合理的関連性の制約がある。
- ウ：誤り。合理的関連性が認められる範囲では変更が可能である。
- エ：誤り。変更した利用目的について通知又は公表が必要となる。
- 総合解説：利用目的の変更は無制限ではなく、本人の予測可能性を踏まえ、変更前との合理的関連性が認められる範囲に制約される。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0006

3-1 個人情報・データ管理 > 個人情報保護法

難易度：応用

個人情報の適正な取得に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 取得後に削除予定であれば、不正な手段で取得しても問題ない。
- イ. 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- ウ. 事業目的であれば、取得方法は一切問われない。
- エ. 適正取得義務は要配慮個人情報にだけ適用される。

答え・解説

正答：イ

- ア：誤り。後日の削除予定は不正取得を正当化しない。
- イ：正しい。個人情報保護法は適正取得を求め、欺罔その他の不正な手段による取得を禁止している。
- ウ：誤り。事業目的であっても適正取得義務がある。
- エ：誤り。個人情報一般について不正手段による取得が禁止される。
- 総合解説：個人情報保護法は適正取得を求め、欺罔その他の不正な手段による取得を禁止している。
- 対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0007

3-1 個人情報・データ管理 > 個人情報保護法

難易度：標準

企業が申込書など本人から直接書面で個人情報を取得する場合の利用目的の扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア. 取得後1年以内に公表すれば足りる。
- イ. 利用目的は営業秘密なので、本人に示してはならない。
- ウ. 原則として、あらかじめ本人に利用目的を明示する必要がある。
- エ. 書面取得の場合だけは利用目的を定める必要がない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。直接書面取得では原則としてあらかじめ明示する。
イ：誤り。利用目的明示義務と営業秘密は別問題である。
ウ：正しい。本人から契約書・申込書等の書面で直接個人情報を取得するときは、原則として取得前に利用目的を明示する。
エ：誤り。書面取得でも利用目的の特定が必要である。
総合解説：本人から契約書・申込書等の書面で直接個人情報を取得するときは、原則として取得前に利用目的を明示する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0008

3-1 個人情報・データ管理 > 個人情報保護法

難易度：基礎

個人データの安全管理措置に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 安全管理措置は大企業にだけ義務付けられ、中小企業には適用されない。
- イ. パスワードを設定すれば、それ以外の安全管理措置は一切不要である。
- ウ. 個人データを紙で管理していれば、安全管理措置は不要である。
- エ. 事業の規模・性質や取り扱う個人データの性質・量、媒体等のリスクに応じ、必要かつ適切な安全管理措置を講じる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。規模に応じた措置は必要だが、中小企業も適用対象となり得る。
イ：誤り。単一措置だけで常に十分とは限らない。
ウ：誤り。紙媒体にも紛失・盗難等のリスクがあり安全管理が必要である。
エ：正しい。安全管理措置は一律の形式ではなく、取扱状況やリスクに応じて組織的・人的・物理的・技術的措置等を適切に講じることが求められる。
総合解説：安全管理措置は一律の形式ではなく、取扱状況やリスクに応じて組織的・人的・物理的・技術的措置等を適切に講じることが求められる。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0009

3-1 個人情報・データ管理 > 個人情報保護法

難易度：応用

個人データを取り扱う従業者に対する事業者の義務として最も適切なものはどれか。

ア. 個人データの安全管理が図られるよう、従業者に必要なかつ適切な監督を行う。

イ. 従業者が正社員でなければ監督義務は生じない。

ウ. 守秘義務の誓約書を1回提出させれば、その後の監督は常に不要である。

エ. 従業者による漏えいは常に従業者個人だけの問題で、事業者の管理とは無関係である。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。個人情報取扱事業者には、従業者による個人データの安全管理を確保するため必要かつ適切な監督義務がある。

イ：誤り。従業者の範囲は雇用形態だけで形式的に限定されない。

ウ：誤り。誓約書だけで監督義務が当然に尽くされるわけではない。

エ：誤り。事業者には安全管理・従業者監督の義務がある。

総合解説：個人情報取扱事業者には、従業者による個人データの安全管理を確保するため必要かつ適切な監督義務がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0010

3-1 個人情報・データ管理 > 個人情報保護法

難易度：標準

仮名加工情報に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア. 仮名加工情報は、誰でも自由に本人を再識別してよい情報である。

イ. 他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないよう加工した情報で、一定の特例の下で利用できる。

ウ. 仮名加工情報は必ず匿名加工情報と同一の法的取扱いになる。

エ. 仮名加工情報には個人情報保護法上の規律は一切適用されない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。本人を識別する目的で他の情報と照合することは制限される。

イ：正しい。仮名加工情報は一定の加工により本人識別性を低減した情報であり、法は利用目的変更等について特例を設けつつ、識別行為等を制限する。

ウ：誤り。両者は定義・加工水準・規律が異なる。

エ：誤り。特例はあるが、一定の規律が適用される。

総合解説：仮名加工情報は一定の加工により本人識別性を低減した情報であり、法は利用目的変更等について特例を設けつつ、識別行為等を制限する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0011

3-1 個人情報・データ管理 > 個人情報保護法

難易度：基礎

- 匿名加工情報に関する説明として最も適切なものはどれか。
- ア. 氏名だけを削除すれば、他の情報から容易に本人が分かっても必ず匿名加工情報になる。
 - イ. 匿名加工情報を作成した事業者は、本人を識別するため自由に照合してよい。
 - ウ. 特定の個人を識別できず、かつ元の個人情報を復元できないよう所定の基準に従って加工した情報である。
 - エ. 匿名加工情報は必ず第三者提供禁止であり、提供制度は存在しない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：誤り。所定の加工基準を満たし、識別・復元できないことが必要である。
- イ：誤り。本人識別のための照合は禁止される。
- ウ：正しい。匿名加工情報は、本人を識別できないだけでなく、元の個人情報を復元できないよう加工することが必要である。
- エ：誤り。一定の公表等の規律の下で第三者提供が想定されている。
- 総合解説：匿名加工情報は、本人を識別できないだけでなく、元の個人情報を復元できないよう加工することが必要である。
- 対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0012

3-1 個人情報・データ管理 > 個人情報保護法

難易度：標準

- 本人から自己の保有個人データの開示請求を受けた事業者の対応に関する説明として最も適切なものはどれか。
- ア. 事業者は理由を問わず、本人からの開示請求をすべて拒否できる。
 - イ. 開示請求制度は行政機関にだけ適用され、民間事業者にはない。
 - ウ. 本人が請求しても、開示方法を検討する必要は一切ない。
 - エ. 法定の開示事由に該当する場合を除き、所定の手続に従って開示に対応する必要がある。

答え・解説

正答：エ

- ア：誤り。本人の開示請求権が法定されている。
- イ：誤り。民間の個人情報取扱事業者にも保有個人データに関する規律がある。
- ウ：誤り。請求方法・開示方法について法令上の規律がある。
- エ：正しい。保有個人データには本人による開示等の請求制度があり、事業者は法定の例外を除き適切に対応する必要がある。
- 総合解説：保有個人データには本人による開示等の請求制度があり、事業者は法定の例外を除き適切に対応する必要がある。
- 対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0013

3-1 個人情報・データ管理 > 委託・共同利用・第三者提供

難易度：標準

- 個人データの取扱いを外部業者へ委託する場合の説明として最も適切なものはどれか。
- ア. 利用目的の達成に必要な範囲内の委託に伴う提供は、第三者提供の規制上「第三者」に該当しないが、委託先への必要かつ適切な監督が必要である。
 - イ. 委託であれば利用目的を超えるデータ提供も自由にできる。
 - ウ. 委託先は第三者に該当しないため、委託元は監督しなくてよい。
 - エ. 個人データの委託は法律上すべて禁止されている。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。委託は第三者提供の例外として整理される一方、委託元には委託先監督義務がある。
イ：誤り。委託は利用目的達成に必要な範囲で行うことが前提である。
ウ：誤り。第三者該当性と委託先監督義務は別である。
エ：誤り。適法な委託は認められている。
総合解説：委託は第三者提供の例外として整理される一方、委託元には委託先監督義務がある。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0014

3-1 個人情報・データ管理 > 委託・共同利用・第三者提供

難易度：基礎

- 個人データを共同利用する場合に、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置くべき事項として最も適切なものはどれか。
- ア. 共同利用する企業の売上高だけ。
 - イ. 共同利用する旨、共同利用するデータ項目、利用者の範囲、利用目的、管理責任者に関する事項など。
 - ウ. 共同利用する従業員全員の住所だけ。
 - エ. 共同利用契約の全文を必ず公証役場で公示すること。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。売上高は法定の共同利用公表事項ではない。
イ：正しい。共同利用には、共同利用の旨・データ項目・利用者範囲・利用目的・管理責任者等を事前に通知又は容易に知り得る状態に置くことが必要である。
ウ：誤り。従業員住所は共同利用制度の公表事項ではない。
エ：誤り。そのような公証役場での公示義務はない。
総合解説：共同利用には、共同利用の旨・データ項目・利用者範囲・利用目的・管理責任者等を事前に通知又は容易に知り得る状態に置くことが必要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0015

3-1 個人情報・データ管理 > 委託・共同利用・第三者提供

難易度：標準

会社の合併に伴い承継会社へ個人データが移転する場合の第三者提供規制上の扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア. 合併に伴う個人データ移転は、例外なく刑事罰の対象となる。
- イ. 合併後は承継した個人データを当初目的と無関係に自由利用できる。
- ウ. 事業承継に伴う提供は、一定の範囲で第三者に該当しないものとして扱われる。
- エ. 事業承継に伴う提供は、必ずオプトアウト手続を利用しなければならない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。事業承継に伴う提供は法上想定されている。

イ：誤り。承継後も利用目的等の規律を受ける。

ウ：正しい。合併その他の事業承継に伴う個人データの提供は、法が定める第三者非該当事由の一つである。

エ：誤り。事業承継は別の第三者非該当事由である。

総合解説：合併その他の事業承継に伴う個人データの提供は、法が定める第三者非該当事由の一つである。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0016

3-1 個人情報・データ管理 > 委託・共同利用・第三者提供

難易度：応用

個人データを国内の別会社へ通常の第三者提供として提供する場合の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 事業者間の取引であれば本人同意は常に不要である。
- イ. 提供先が有名企業であれば本人同意は不要である。
- ウ. 第三者提供は本人が同意しても一切できない。
- エ. 法令に基づく場合などの例外を除き、あらかじめ本人の同意を得る必要がある。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。BtoBの関係だけで本人同意原則が消えるわけではない。

イ：誤り。提供先の知名度は同意不要事由ではない。

ウ：誤り。適法な同意等に基づく第三者提供は可能である。

エ：正しい。個人データの第三者提供は本人同意が原則であり、法令等に定める例外やオプトアウト等の特則がある。

総合解説：個人データの第三者提供は本人同意が原則であり、法令等に定める例外やオプトアウト等の特則がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0017

3-1 個人情報・データ管理 > 委託・共同利用・第三者提供

難易度：標準

オプトアウトによる個人データの第三者提供について最も適切な説明はどれか。

ア. 法定事項を本人が容易に知り得る状態に置き、個人情報保護委員会への届出等の要件を満たす必要がある、対象外となるデータもある。

イ. オプトアウトなら、要配慮個人情報も常に自由に第三者提供できる。

ウ. オプトアウト制度では本人に提供停止の機会を与える必要がない。

エ. オプトアウト第三者提供に個人情報保護委員会への届出制度は存在しない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。オプトアウト提供は無条件ではなく、届出・本人への周知等の要件があり、要配慮個人情報等について制限がある。

イ：誤り。要配慮個人情報はオプトアウト提供の対象から除外される。

ウ：誤り。本人の求めに応じ提供を停止することが制度の前提である。

エ：誤り。法定の届出制度がある。

総合解説：オプトアウト提供は無条件ではなく、届出・本人への周知等の要件があり、要配慮個人情報等について制限がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0018

3-1 個人情報・データ管理 > 委託・共同利用・第三者提供

難易度：基礎

個人データを第三者へ提供した事業者に求められる記録義務について最も適切なものはどれか。

ア. 記録義務は一切なく、口頭で覚えておけばよい。

イ. 法定の例外を除き、提供年月日、第三者の氏名・名称その他所定事項の記録を作成・保存する必要がある。

ウ. 提供したデータの本人が一人でもいれば、記録は法律上禁止される。

エ. 記録を作成すれば、本人同意が必要な提供でも同意なしで適法になる。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。法は一定の場合に記録作成・保存を求める。

イ：正しい。第三者提供時にはトレーサビリティ確保のため、一定事項の記録作成・保存義務が設けられている。

ウ：誤り。記録はむしろ適正な第三者提供管理のため要求される。

エ：誤り。記録義務と本人同意要件は別である。

総合解説：第三者提供時にはトレーサビリティ確保のため、一定事項の記録作成・保存義務が設けられている。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0019

3-1 個人情報・データ管理 > 委託・共同利用・第三者提供

難易度：応用

第三者から個人データの提供を受ける事業者の確認義務に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア. 受領側には何の確認義務もない。

イ. 提供者の口座残高を必ず確認しなければならない。

ウ. 法定の例外を除き、提供者の氏名・名称や当該個人データの取得経緯など所定事項を確認し、記録する。

エ. 確認を行えば、違法に取得されたデータでも必ず自由に利用できる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。一定の第三者提供を受ける際には確認義務がある。

イ：誤り。口座残高は一般的な法定確認事項ではない。

ウ：正しい。受領側にも提供者や取得経緯等の確認・記録義務が設けられ、不正流通の抑止が図られている。

エ：誤り。確認は違法取得・利用を正当化するものではない。

総合解説：受領側にも提供者や取得経緯等の確認・記録義務が設けられ、不正流通の抑止が図られている。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0020

3-1 個人情報・データ管理 > 委託・共同利用・第三者提供

難易度：標準

外国にある第三者へ個人データを提供する場合の原則的な本人同意について最も適切なものはどれか。

ア. 国内企業から海外企業への提供は個人情報保護法の対象外なので同意は不要である。

イ. 提供先が同じ企業グループなら、外国所在であっても常に特則は適用されない。

ウ. 外国第三者提供では本人同意を得ることが法律上禁止されている。

エ. 一定の例外を除き、外国にある第三者への提供を認める旨の本人同意が必要であり、同意取得時に所定の情報提供が求められる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。海外提供にも外国第三者提供の規律がある。

イ：誤り。グループ関係だけで自動的に適用除外とはならない。

ウ：誤り。本人同意を基礎とする制度がある。

エ：正しい。外国第三者提供では、通常の第三者提供に加え、外国の制度等に関する情報提供を伴う同意取得などの特則がある。

総合解説：外国第三者提供では、通常の第三者提供に加え、外国の制度等に関する情報提供を伴う同意取得などの特則がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0021

3-1 個人情報・データ管理 > 委託・共同利用・第三者提供

難易度：基礎

共同利用と単なる第三者提供を区別する際の実務対応として最も適切なものはどれか。

ア. 共同利用として扱うなら、利用者の範囲や利用目的、管理責任者等を明確化し、法定事項を事前に通知又は容易に知り得る状態に置く。

イ. 契約書に「共同利用」と一語書けば、他の要件を満たさなくても共同利用となる。

ウ. 共同利用なら利用者の範囲を本人に一切示してはならない。

エ. 共同利用では管理責任者を定める必要がない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。共同利用は名称だけで成立するものではなく、法定事項の明確化と本人への事前周知が重要である。

イ：誤り。名称だけでは法定要件を充足しない。

ウ：誤り。利用者の範囲は周知事項の一つである。

エ：誤り。個人データ管理について責任を有する者に関する事項が必要である。

総合解説：共同利用は名称だけで成立するものではなく、法定事項の明確化と本人への事前周知が重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0022

3-1 個人情報・データ管理 > 委託・共同利用・第三者提供

難易度：標準

個人データ処理をクラウド事業者に委託する契約を締結する際、委託元の対応として最も適切なものはどれか。

ア. 委託契約を締結すれば、委託先の安全管理状況を一切確認しなくてよい。

イ. 委託先の選定、契約による安全管理事項の明確化、取扱状況の把握などを通じて、必要かつ適切な監督を行う。

ウ. クラウドを使う場合、個人データの委託は常に違法となる。

エ. 委託先が漏えいした場合、委託元には個人情報保護法上の検討事項は一切生じない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。契約後も必要かつ適切な監督が必要である。

イ：正しい。委託先監督は契約締結だけで完結せず、選定・契約・取扱状況の把握等を通じた実効的な管理が重要である。

ウ：誤り。クラウド利用自体が一律に違法ではない。

エ：誤り。委託元にも安全管理・漏えい対応等の検討が必要となる。

総合解説：委託先監督は契約締結だけで完結せず、選定・契約・取扱状況の把握等を通じた実効的な管理が重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0023

3-1 個人情報・データ管理 > 漏えい等発生時の対応

難易度：標準

個人データの漏えい等が発覚した場合の初動対応として最も適切なものはどれか。

- ア. 原因が完全に判明するまで、被害拡大防止措置は行わない。
- イ. 社外流出が疑われても、証拠を残さず端末を直ちに廃棄する。
- ウ. 内部報告と被害拡大防止を行い、事実関係・原因の調査、影響範囲の特定、再発防止策の検討を進める。
- エ. 担当者だけで処理し、社内の責任者へ報告しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。初動段階から被害拡大防止が必要である。
イ：誤り。原因究明や証拠保全を妨げる対応は適切でない。
ウ：正しい。漏えい等の初動では、隠蔽ではなく内部報告、拡大防止、調査、影響範囲特定、再発防止等を体系的に進める。
エ：誤り。組織として適切に報告・対応する必要がある。
総合解説：漏えい等の初動では、隠蔽ではなく内部報告、拡大防止、調査、影響範囲特定、再発防止等を体系的に進める。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0024

3-1 個人情報・データ管理 > 漏えい等発生時の対応

難易度：基礎

個人情報保護委員会への報告対象となり得る漏えい等事態として最も適切なものはどれか。

- ア. 個人データに関する事故は、規模・内容を問わずすべて同一の法定報告義務となる。
- イ. 要配慮個人情報の漏えい等は、報告対象になることが絶対でない。
- ウ. 不正アクセスによる漏えいのおそれは、実際の漏えいが確定しない限り一切検討不要である。
- エ. 要配慮個人情報を含む個人データの漏えい等、財産的被害のおそれがある事態、不正目的による漏えい等、一定数を超える大規模漏えい等。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。報告義務の対象は法令で定める一定の事態である。
イ：誤り。要配慮個人情報を含む漏えい等は報告対象類型となり得る。
ウ：誤り。発生したおそれがある場合も報告対象となり得る。
エ：正しい。法令は、権利利益を害するおそれが大きい一定類型の漏えい等を委員会への報告対象としている。
総合解説：法令は、権利利益を害するおそれが大きい一定類型の漏えい等を委員会への報告対象としている。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0025

3-1 個人情報・データ管理 > 漏えい等発生時の対応

難易度：標準

報告対象となる漏えい等について、個人情報保護委員会への報告時期に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 事態を知った後、速やかに速報を行い、その後法定期限内に確報を行うという二段階の対応が基本である。
- イ. 事実関係が100%確定するまで、一切報告してはならない。
- ウ. 速報だけ行えば、確報はどのような場合も不要である。
- エ. 報告時期は事業者が任意に10年後まで延期できる。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。報告対象事態では、把握初期の速報と調査後の確報が想定され、確報期限は事案類型に応じて定められている。
イ：誤り。速報は初期段階で行うことが想定されている。
ウ：誤り。原則として所定期限内の確報が必要である。
エ：誤り。法令・ガイドラインに沿った速やかな対応が必要である。
総合解説：報告対象事態では、把握初期の速報と調査後の確報が想定され、確報期限は事案類型に応じて定められている。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0026

3-1 個人情報・データ管理 > 漏えい等発生時の対応

難易度：応用

報告対象となる漏えい等が発生した場合の本人通知について最も適切なものはどれか。

- ア. 個人情報保護委員会へ報告すれば、本人通知は常に禁止される。
- イ. 原則として、事態の状況に応じて速やかに本人へ通知する必要がある。
- ウ. 本人通知は必ず事故発生から1年後に行う。
- エ. 本人通知制度は個人情報保護法には存在しない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。委員会報告と本人通知は別の義務として規定される。
イ：正しい。報告対象事態では本人の権利益保護のため、原則として状況に応じ速やかな本人通知が必要である。
ウ：誤り。状況に応じて速やかに行うことが求められる。
エ：誤り。法第26条に本人通知の規律がある。
総合解説：報告対象事態では本人の権利益保護のため、原則として状況に応じ速やかな本人通知が必要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0027

3-1 個人情報・データ管理 > 漏えい等発生時の対応

難易度：標準

本人への直接通知が困難な漏えい等事案への対応として最も適切なものはどれか。

- ア. 通知が困難なら、必ず何もせず放置しなければならない。
- イ. 通知困難の場合は、漏えいしたデータをさらに公開しなければならない。
- ウ. 本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講じることが認められる場合がある。
- エ. 通知困難の場合は、個人情報保護法の適用がすべて消滅する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。権利利益保護のための代替措置が求められる場合がある。
イ：誤り。追加漏えいを生じさせる行為は適切でない。
ウ：正しい。連絡先不明等で直接通知が困難な場合には、事案公表や問い合わせ窓口の設置など必要な代替措置が認められ得る。
エ：誤り。通知方法の例外であり、法全体の適用がなくなるわけではない。
総合解説：連絡先不明等で直接通知が困難な場合には、事案公表や問い合わせ窓口の設置など必要な代替措置が認められ得る。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0028

3-1 個人情報・データ管理 > 漏えい等発生時の対応

難易度：基礎

委託先で報告対象となる個人データ漏えい等が発生した場合の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 委託先で起きた事故は、委託元には一切知らせてはならない。
- イ. 委託先は必ず事実を隠し、契約終了まで報告しない。
- ウ. 委託契約があれば、漏えい等の法的対応は全く不要になる。
- エ. 委託先が委託元へ法令所定の事項を通知した場合、委託先について委員会報告等の義務が免除される仕組みがあるが、委託元との連携が必要である。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。委託元への迅速な通知・連携が重要である。
イ：誤り。漏えい対応上不適切であり、法令・契約に従った通知が必要である。
ウ：誤り。委託であっても漏えい等対応の規律を受ける。
エ：正しい。委託先事故では委託元・委託先双方の役割整理が重要で、委託先から委託元への所定通知による報告義務免除の仕組みがある。
総合解説：委託先事故では委託元・委託先双方の役割整理が重要で、委託先から委託元への所定通知による報告義務免除の仕組みがある。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0029

3-1 個人情報・データ管理 > 漏えい等発生時の対応

難易度：応用

個人データの漏えい等について「発生したおそれ」がある段階の対応として最も適切なものはどれか。

ア. 報告対象類型に該当するおそれがある場合には、確定を待たず調査・拡大防止を進め、法令上必要な報告等を検討する。

イ. 漏えいが確定していない限り、ログ確認も社内報告もしてはならない。

ウ. おそれがある場合は、必ず全顧客データを削除しなければならない。

エ. おそれの段階では法令上の検討事項が一切存在しない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。個人情報保護法の漏えい等規律は、一定の場合には「発生したおそれ」も対象とするため、確定まで放置してはならない。

イ：誤り。おそれ段階でも適切な初動・調査が必要である。

ウ：誤り。一律の全削除義務はない。

エ：誤り。報告対象事態は発生のおそれを含むことがある。

総合解説：個人情報保護法の漏えい等規律は、一定の場合には「発生したおそれ」も対象とするため、確定まで放置してはならない。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0030

3-1 個人情報・データ管理 > 漏えい等発生時の対応

難易度：標準

漏えい等事案の再発防止策として最も適切なものはどれか。

ア. 原因に関係なく、社内掲示板に『注意』と一度書くだけで常に十分である。

イ. 原因を踏まえ、アクセス権限、認証、教育、持出し管理、委託先管理など必要な対策を見直し、実施状況も確認する。

ウ. 再発防止策は事故原因を調査せずに決めるのが原則である。

エ. 委託先が原因なら、委託元は委託先管理を見直しではならない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。原因に応じた実効的な対策が必要である。

イ：正しい。再発防止は原因に対応した具体策を実装し、運用の実効性まで確認することが重要である。

ウ：誤り。原因究明を踏まえた対策が重要である。

エ：誤り。委託先監督の見直しも重要な再発防止策となり得る。

総合解説：再発防止は原因に対応した具体策を実装し、運用の実効性まで確認することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0031

3-2 営業秘密・不正競争 > 不正競争防止法

難易度：基礎

他人の商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用し、需要者の間に商品・営業の混同を生じさせる行為について最も適切な説明はどれか。

- ア. 商標登録がなければ、不正競争防止法は絶対に適用されない。
- イ. 混同が生じても、競争関係があれば必ず適法になる。
- ウ. 一定の要件を満たせば、不正競争防止法上の不正競争に該当し得る。
- エ. 不正競争防止法は営業秘密だけを規制する法律である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。不正競争防止法の表示保護は商標登録の有無と必ずしも一致しない。
イ：誤り。混同惹起行為は不正競争となり得る。
ウ：正しい。周知な商品等表示について、同一・類似表示により混同を生じさせる行為は不正競争の典型類型である。
エ：誤り。商品等表示、商品形態、営業秘密等の多様な不正競争を規制する。
総合解説：周知な商品等表示について、同一・類似表示により混同を生じさせる行為は不正競争の典型類型である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0032

3-2 営業秘密・不正競争 > 不正競争防止法

難易度：標準

著名な商品等表示の冒用に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 著名表示は、必ず商標登録されていなければ保護されない。
- イ. 著名表示の冒用は、実際の品質が高ければ常に適法である。
- ウ. 混同がなければ著名表示の冒用は絶対に不正競争にならない。
- エ. 他人の著名な商品等表示と同一又は類似の表示を自己の商品等表示として使用する行為は、混同の有無とは別に不正競争となり得る。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。不正競争防止法上の著名表示保護は登録商標制度とは別である。
イ：誤り。品質の高さだけで冒用が正当化されるわけではない。
ウ：誤り。著名表示冒用類型では混同を必須としない。
エ：正しい。著名表示冒用は、著名表示の顧客吸引力や希釈化防止の観点から、混同を必須としない類型として規制される。
総合解説：著名表示冒用は、著名表示の顧客吸引力や希釈化防止の観点から、混同を必須としない類型として規制される。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0033

3-2 営業秘密・不正競争 > 不正競争防止法

難易度：標準

他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア. 一定の除外事由はあるが、日本国内で最初に販売された日から3年を経過する前の形態模倣品の譲渡等は不正競争となり得る。

イ. 商品形態は販売開始後100年間、無条件に保護される。

ウ. 機能確保のため不可欠な形態も、例外なく形態模倣として保護される。

エ. 形態模倣規制は著作権登録をした商品にしか適用されない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。商品形態模倣はデッドコピー防止のため一定期間保護され、保護期間には法定の限度がある。

イ：誤り。商品形態模倣規制の期間は限定されている。

ウ：誤り。商品の機能確保に不可欠な形態には除外がある。

エ：誤り。著作権登録は要件ではない。

総合解説：商品形態模倣はデッドコピー防止のため一定期間保護され、保護期間には法定の限度がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0034

3-2 営業秘密・不正競争 > 不正競争防止法

難易度：基礎

営業上用いられる技術的制限手段の効果を妨げる装置等の提供に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア. 技術的制限手段を回避する装置の販売は、用途を問わず必ず自由である。

イ. 一定の回避装置・プログラム等の譲渡や提供等は、不正競争防止法上規制され得る。

ウ. 技術的制限手段に関する規制は日本法には存在しない。

エ. 規制対象は紙の契約書の改ざんだけである。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。法定要件を満たす回避装置等の提供は不正競争となり得る。

イ：正しい。アクセス・コピー管理等の技術的制限手段を無効化する一定の装置やプログラム等の提供行為は規制対象となる。

ウ：誤り。不正競争防止法に関連規定がある。

エ：誤り。デジタルコンテンツ等の技術的制限手段も対象となる。

総合解説：アクセス・コピー管理等の技術的制限手段を無効化する一定の装置やプログラム等の提供行為は規制対象となる。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0035

3-2 営業秘密・不正競争 > 不正競争防止法

難易度：標準

不正の利益を得る目的や他人に損害を加える目的で、他人の商品等表示と同一・類似のドメイン名を取得・保有・使用する行為について最も適切な説明はどれか。

ア. ドメイン名はインターネット上の文字列なので、法律上どのような規制もない。

イ. 他人の表示に類似していても、悪意が強いほど適法になる。

ウ. 一定の要件を満たせば、不正競争防止法上の不正競争に該当し得る。

エ. ドメイン名紛争は刑法だけで処理され、不正競争防止法は無関係である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。不正競争防止法にドメイン名関連の規定がある。

イ：誤り。不正目的はむしろ規制の要件となる。

ウ：正しい。不正目的によるドメイン名の取得・保有・使用は、不正競争防止法の規制類型の一つである。

エ：誤り。同法上の不正競争となり得る。

総合解説：不正目的によるドメイン名の取得・保有・使用は、不正競争防止法の規制類型の一つである。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0036

3-2 営業秘密・不正競争 > 不正競争防止法

難易度：応用

商品・役務の原産地、品質、内容等について誤認させるような表示をする行為について最も適切な説明はどれか。

ア. 誤認表示は購入者が一人でもいれば常に適法となる。

イ. 原産地や品質に関する虚偽表示は不正競争防止法と無関係である。

ウ. 表示内容が虚偽でも、競合他社がいなければ必ず適法である。

エ. 不正競争防止法上の誤認惹起行為に該当し得る。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。購入者の存在は適法化理由にならない。

イ：誤り。誤認惹起行為として規制対象となり得る。

ウ：誤り。法定要件を満たせば不正競争となり得る。

エ：正しい。原産地・品質・内容・数量等について誤認を生じさせる表示は、不公正な競争を防ぐため規制される。

総合解説：原産地・品質・内容・数量等について誤認を生じさせる表示は、不公正な競争を防ぐため規制される。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0037

3-2 営業秘密・不正競争 > 不正競争防止法

難易度：標準

競争関係にある他社の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知・流布する行為について最も適切な説明はどれか。

- ア. 不正競争防止法上の信用毀損行為に該当し得る。
- イ. 競合他社への虚偽情報の流布は、営業活動であれば常に許される。
- ウ. 真実か虚偽かは法律上一切問題にならない。
- エ. 不正競争防止法には営業上の信用を保護する規定はない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。競争関係にある者の営業上の信用を害する虚偽事実の告知・流布は、不正競争の一類型である。
イ：誤り。営業活動でも虚偽事実による信用毀損は規制され得る。
ウ：誤り。この類型では虚偽の事実であることが重要である。
エ：誤り。信用毀損行為を規制する規定がある。
総合解説：競争関係にある者の営業上の信用を害する虚偽事実の告知・流布は、不正競争の一類型である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0038

3-2 営業秘密・不正競争 > 不正競争防止法

難易度：基礎

不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が取り得る民事上の措置として最も適切なものはどれか。

- ア. 刑事告訴以外の救済手段は一切ない。
- イ. 要件を満たせば、差止請求や損害賠償請求等を行うことができる。
- ウ. 損害が生じても差止請求は法律上絶対に認められない。
- エ. 不正競争行為者に対する民事責任はすべて免除される。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。民事上の差止め・損害賠償等がある。
イ：正しい。不正競争防止法は差止め、損害賠償等の民事救済を定めている。
ウ：誤り。侵害又は侵害のおそれに対する差止制度がある。
エ：誤り。要件を満たせば民事責任を負い得る。
総合解説：不正競争防止法は差止め、損害賠償等の民事救済を定めている。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0039

3-2 営業秘密・不正競争 > 不正競争防止法

難易度：応用

不正競争防止法における損害賠償に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 不正競争による損害は、法律上いかなる場合も賠償対象にならない。
- イ. 差止めと損害賠償は絶対に併用できない。
- ウ. 故意又は過失により不正競争を行い他人の営業上の利益を侵害した者は、要件を満たせば損害賠償責任を負う。
- エ. 損害賠償請求には営業上の利益侵害との関係を検討する必要がある。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。損害賠償制度がある。
イ：誤り。要件を満たせばそれぞれの救済を検討できる。
ウ：正しい。同法は不正競争による損害について民事上の賠償責任を定め、損害額推定等の特則も設けている。
エ：誤り。侵害・損害・因果関係等の検討が必要である。
総合解説：同法は不正競争による損害について民事上の賠償責任を定め、損害額推定等の特則も設けている。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0040

3-2 営業秘密・不正競争 > 不正競争防止法

難易度：標準

不正競争防止法の刑事規制に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 不正競争防止法には刑事罰が一切存在しない。
- イ. すべての契約違反が直ちに不正競争防止法上の犯罪になる。
- ウ. 過失によるあらゆる表示ミスが必ず同法の犯罪になる。
- エ. 営業秘密侵害や外国公務員贈賄など、一定の行為について刑事罰が定められている。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。一定の行為には刑事罰がある。
イ：誤り。契約違反と同法犯罪は要件が異なる。
ウ：誤り。刑事責任には個別の犯罪構成要件を満たす必要がある。
エ：正しい。同法は民事救済だけでなく、悪質な営業秘密侵害や外国公務員贈賄等について刑事罰を定める。
総合解説：同法は民事救済だけでなく、悪質な営業秘密侵害や外国公務員贈賄等について刑事罰を定める。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0041

3-2 営業秘密・不正競争 > 不正競争防止法

難易度：基礎

外国公務員等に対する贈賄規制について最も適切な説明はどれか。

- ア. 国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るため等の目的で外国公務員等に利益を供与する行為は、不正競争防止法上処罰対象となり得る。
- イ. 外国公務員への利益供与は、日本企業が行っても日本法上絶対に問題にならない。
- ウ. 外国公務員贈賄は民法だけの問題で、刑事罰はない。
- エ. 海外取引では贈答額が高額であるほど必ず適法になる。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。外国公務員贈賄罪は国際商取引の公正を確保するため不正競争防止法に設けられている。
イ：誤り。要件を満たせば不正競争防止法上の処罰対象となる。
ウ：誤り。同法に刑事罰が定められている。
エ：誤り。金額の大きさは適法化理由ではない。
総合解説：外国公務員贈賄罪は国際商取引の公正を確保するため不正競争防止法に設けられている。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0042

3-2 営業秘密・不正競争 > 不正競争防止法

難易度：標準

不正競争防止法と知的財産権登録制度の関係として最も適切なものはどれか。

- ア. 不正競争防止法は、特許庁で登録された権利だけを保護する法律である。
- イ. 不正競争防止法は、商標権・特許権などの登録権とは別に、一定の表示・営業秘密・商品形態等を保護する役割を持つ。
- ウ. 商標権を取得すると不正競争防止法は一切適用されなくなる。
- エ. 不正競争防止法と知的財産法は常に相互排他的である。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。登録を要件としない保護類型が多数ある。
イ：正しい。同法は登録による独占権とは異なる要件で公正な競争秩序を保護するため、他の知的財産法と併存し得る。
ウ：誤り。両法の要件を満たせば併存的に問題となり得る。
エ：誤り。保護目的・要件が異なり、併存する場面がある。
総合解説：同法は登録による独占権とは異なる要件で公正な競争秩序を保護するため、他の知的財産法と併存し得る。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0043

3-2 営業秘密・不正競争 > 営業秘密・限定提供データ

難易度：標準

不正競争防止法上の営業秘密として保護されるための基本3要件の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア. 新規性・進歩性・産業上利用可能性。
- イ. 創作性・公表性・登録性。
- ウ. 秘密管理性・有用性・非公知性。
- エ. 周知性・著名性・混同可能性。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。これは主に特許要件に関する概念である。

イ：誤り。営業秘密の法定3要件ではない。

ウ：正しい。営業秘密は、秘密として管理され、事業活動に有用で、公然と知られていない技術上又は営業上の情報であることが基本要件となる。

エ：誤り。これは商品等表示の不正競争類型で問題となる概念である。

総合解説：営業秘密は、秘密として管理され、事業活動に有用で、公然と知られていない技術上又は営業上の情報であることが基本要件となる。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0044

3-2 営業秘密・不正競争 > 営業秘密・限定提供データ

難易度：基礎

営業秘密の「秘密管理性」に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. すべてのページに赤字で『極秘』と押印しなければ、絶対に秘密管理性は認められない。
- イ. パスワードが一つもなければ、他の管理措置があっても必ず秘密管理性が否定される。
- ウ. 企業が心の中で秘密と思っているだけで、従業員に何も示さなくても常に足りる。
- エ. 情報に接する者から見て、その情報を企業が秘密として管理する意思が合理的に認識できる状態であることが重要である。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。特定の表示方法だけが唯一の要件ではない。

イ：誤り。秘密管理性は管理状況を総合的に判断する。

ウ：誤り。秘密管理意思が客観的に認識可能であることが重要である。

エ：正しい。秘密管理性は形式だけでなく、対象情報・従業者・企業規模等に応じ、秘密管理意思が認識可能となる管理がなされているかで判断される。

総合解説：秘密管理性は形式だけでなく、対象情報・従業者・企業規模等に応じ、秘密管理意思が認識可能となる管理がなされているかで判断される。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0045

3-2 営業秘密・不正競争 > 営業秘密・限定提供データ

難易度：標準

営業秘密の「有用性」に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であれば、失敗した実験データなどのネガティブ情報も有用性を満たし得る。
- イ. 売上を直接増やす情報だけが有用性を満たす。
- ウ. 失敗データは法律上必ず無価値と扱われる。
- エ. 犯罪行為の方法など公序良俗に反する情報も必ず有用性を満たす。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。有用性は成功情報だけに限られず、研究開発の重複回避等に役立つ失敗データなども事業上の価値を持ち得る。
イ：誤り。間接的・潜在的な事業価値でも有用性が認められ得る。
ウ：誤り。失敗データも研究コスト削減等に有用な場合がある。
エ：誤り。法的保護に値しない反社会的情報は有用性が否定され得る。
総合解説：有用性は成功情報だけに限られず、研究開発の重複回避等に役立つ失敗データなども事業上の価値を持ち得る。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0046

3-2 営業秘密・不正競争 > 営業秘密・限定提供データ

難易度：応用

営業秘密の「非公知性」に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 会社のウェブサイトで全世界に公開していても、社内で秘密と呼べば必ず非公知性を満たす。
- イ. 一般に知られておらず、又は容易に知ることができない状態であることが求められる。
- ウ. 業界紙で広く公表された情報は、常に非公知性を満たす。
- エ. 非公知性は営業秘密の要件ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。一般公開されれば通常は非公知性が問題となる。
イ：正しい。非公知性は、その情報が保有者の管理下外で一般に入手可能となっていないことを意味する。
ウ：誤り。広く公表された情報は通常非公知とはいえない。
エ：誤り。営業秘密の法定3要件の一つである。
総合解説：非公知性は、その情報が保有者の管理下外で一般に入手可能となっていないことを意味する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0047

3-2 営業秘密・不正競争 > 営業秘密・限定提供データ

難易度：標準

退職予定の従業員が、会社の営業秘密である顧客リストをUSBに無断コピーして競合会社で使用する目的で持ち出した場合について最も適切な説明はどれか。

ア. 従業員は在職中に閲覧権限があったので、退職時の無断持出しも必ず適法である。

イ. 顧客リストは技術情報ではないので営業秘密になり得ない。

ウ. 営業秘密の要件と不正取得・使用等の要件を満たせば、不正競争防止法上の民事・刑事責任が問題となり得る。

エ. 営業秘密侵害には民事救済が一切ない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。業務上のアクセス権限は目的外持出しを当然に正当化しない。

イ：誤り。営業上の情報も営業秘密の対象となる。

ウ：正しい。営業秘密の不正持出し・使用は、行為態様や目的等により差止め・損害賠償や刑事責任の対象となり得る。

エ：誤り。差止め・損害賠償等の民事救済がある。

総合解説：営業秘密の不正持出し・使用は、行為態様や目的等により差止め・損害賠償や刑事責任の対象となり得る。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0048

3-2 営業秘密・不正競争 > 営業秘密・限定提供データ

難易度：基礎

限定提供データとして保護されるための基本的な要件に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア. 紙のメモが1枚あれば、管理方法を問わず必ず限定提供データとなる。

イ. 一般公開された全情報が自動的に限定提供データとなる。

ウ. 限定提供データは個人情報だけを対象とする制度である。

エ. 業として特定の者に提供する情報として、電磁的方法により相当量蓄積され、かつ管理されている技術上又は営業上の情報であることなどが必要である。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。電磁的方法による相当量の蓄積・管理等が要件となる。

イ：誤り。特定の者に業として提供する等の要件がある。

ウ：誤り。技術上又は営業上の情報を対象とし、個人情報に限定されない。

エ：正しい。限定提供データは、限定提供性、相当蓄積性、電磁的管理性を中心とする法定要件を満たすデータを保護する制度である。

総合解説：限定提供データは、限定提供性、相当蓄積性、電磁的管理性を中心とする法定要件を満たすデータを保護する制度である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0049

3-2 営業秘密・不正競争 > 営業秘密・限定提供データ

難易度：応用

限定提供データと営業秘密の関係として最も適切なものはどれか。

- ア. 限定提供データの定義上、営業秘密は除かれており、両制度は異なる要件で情報を保護する。
- イ. 営業秘密である情報は、必ず同時に限定提供データでもある。
- ウ. 限定提供データ制度は営業秘密制度と完全に同じ要件である。
- エ. 限定提供データは商標法だけで保護される。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。営業秘密は秘密性を中心に、限定提供データは限定提供性・相当蓄積性・電磁的管理性を中心に保護する別制度である。

イ：誤り。限定提供データの定義から営業秘密は除外される。

ウ：誤り。法定要件が異なる。

エ：誤り。不正競争防止法に制度が設けられている。

総合解説：営業秘密は秘密性を中心に、限定提供データは限定提供性・相当蓄積性・電磁的管理性を中心に保護する別制度である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0050

3-2 営業秘密・不正競争 > 営業秘密・限定提供データ

難易度：標準

限定提供データについて、不正競争となり得る行為として最も適切なものはどれか。

- ア. 限定提供データは保護対象だが、不正取得・使用・開示はすべて自由である。
- イ. 不正取得された限定提供データについて、法定要件を満たす取得・使用・開示等を行う行為。
- ウ. 限定提供データに関する規制は、物理的な窃盗だけに限定される。
- エ. 契約で正当に取得したデータは、どのような背信的利用でも常に適法である。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。保護制度の趣旨に反し、不正競争として規制される類型がある。

イ：正しい。限定提供データについても悪質な不正取得・使用・開示等が不正競争として規制される。

ウ：誤り。データの取得・使用・開示等が問題となる。

エ：誤り。取得経緯・認識・使用態様等により不正競争となり得る。

総合解説：限定提供データについても悪質な不正取得・使用・開示等が不正競争として規制される。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0051

3-2 営業秘密・不正競争 > 営業秘密・限定提供データ

難易度：基礎

営業秘密の保護を強化する社内管理として最も適切なものはどれか。

ア. 全従業員が全秘密情報へ無制限にアクセスできるようにする。

イ. 秘密情報と公開情報を全く区別せず同じ場所に置く。

ウ. 秘密情報を特定・分類し、アクセス権限を必要な者に限定し、秘密表示・認証・持出し管理・教育等を組み合わせる。

エ. 退職者のアカウントを永久に有効にしておく。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。アクセス制限がなく秘密管理意思も不明確になりやすい。

イ：誤り。情報の区分・管理は秘密管理性確保に有用である。

ウ：正しい。営業秘密保護では、秘密管理意思が従業員等に認識可能となるよう、企業規模・情報性質に応じ複数の合理的管理措置を講じることが有効である。

エ：誤り。不要アカウントの無効化は情報流出防止上重要である。

総合解説：営業秘密保護では、秘密管理意思が従業員等に認識可能となるよう、企業規模・情報性質に応じ複数の合理的管理措置を講じることが有効である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0052

3-2 営業秘密・不正競争 > 営業秘密・限定提供データ

難易度：標準

取引先から提供された限定提供データを利用する企業の実務対応として最も適切なものはどれか。

ア. 一度受領すれば、契約に反して競合他社へ自由に再販売してよい。

イ. 受領データのアクセス権限は一切管理しない方が安全である。

ウ. 限定提供データには利用条件を設定できない。

エ. 利用許諾範囲、再提供可否、アクセス権限、契約終了後の扱い等を確認し、契約と法令に沿って管理する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。契約違反や不正競争に該当する可能性がある。

イ：誤り。適切なアクセス管理が必要である。

ウ：誤り。契約で利用範囲等を定めることが実務上重要である。

エ：正しい。限定提供データはデータ流通を前提とするため、契約上の利用条件と不正競争防止法の双方を踏まえた管理が重要である。

総合解説：限定提供データはデータ流通を前提とするため、契約上の利用条件と不正競争防止法の双方を踏まえた管理が重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0053

3-2 営業秘密・不正競争 > 秘密保持・競争避止

難易度：標準

- 秘密保持契約（NDA）で秘密情報の範囲を定める際の対応として最も適切なものはどれか。
- ア. 秘密情報の定義、秘密指定方法、口頭開示の扱い、除外情報などをできる限り明確にする。
 - イ. 秘密情報を一切定義せず『全部秘密』とだけ書くのが常に最善である。
 - ウ. 秘密情報の除外規定は法律上禁止されている。
 - エ. NDAには情報の利用目的を記載してはならない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。NDAでは何が秘密かを特定できるようにし、既知情報・公知情報・独自開発情報等の除外も整理することが紛争予防に有効である。

イ：誤り。過度に曖昧な定義は管理・立証上の問題を生じやすい。

ウ：誤り。公知情報等を除外する設計は一般的である。

エ：誤り。利用目的・目的外利用禁止を明確にすることが有用である。

総合解説：NDAでは何が秘密かを特定できるようにし、既知情報・公知情報・独自開発情報等の除外も整理することが紛争予防に有効である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0054

3-2 営業秘密・不正競争 > 秘密保持・競争避止

難易度：基礎

- NDAにおける秘密保持義務の例外として一般に検討されるものとして最も適切なものはどれか。
- ア. 受領者が契約違反で自ら公開した情報。
 - イ. 受領時に既に公知であった情報や、受領者の責めによらず公知となった情報、正当に第三者から取得した情報など。
 - ウ. 不正アクセスで取得した情報。
 - エ. 相手方から秘密指定を受けた直後にSNSへ投稿した情報。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。自らの違反で公知化した情報まで通常の例外とするのは不適切である。

イ：正しい。NDAでは受領者に帰責性のない公知情報や既知情報等を秘密保持義務から除外する規定が一般的に設けられる。

ウ：誤り。不正取得情報は正当な例外情報とはいえない。

エ：誤り。契約上の秘密保持義務違反となり得る。

総合解説：NDAでは受領者に帰責性のない公知情報や既知情報等を秘密保持義務から除外する規定が一般的に設けられる。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0055

3-2 営業秘密・不正競争 > 秘密保持・競業禁止

難易度：標準

秘密保持義務の存続期間に関する契約実務として最も適切なものはどれか。

- ア. 契約終了と同時に、秘密保持義務は法律上必ず消滅する。
- イ. 秘密保持義務は必ず永久でなければ無効である。
- ウ. 契約終了後も一定期間秘密保持義務を存続させる条項を設けることがあり、情報の性質や必要性に応じて期間を設計する。
- エ. 契約期間中の秘密保持義務を定めることは違法である。

答え・解説

正答：ウ

- ア：誤り。契約で終了後の存続を定めることが可能である。
 - イ：誤り。期間は情報の性質や合理性を踏まえて設計される。
 - ウ：正しい。秘密情報の価値は契約終了と同時に消えないため、終了後の義務存続を定めることが実務上重要である。
 - エ：誤り。適切な秘密保持条項は一般的な契約実務である。
- 総合解説：秘密情報の価値は契約終了と同時に消えないため、終了後の義務存続を定めることが実務上重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0056

3-2 営業秘密・不正競争 > 秘密保持・競業禁止

難易度：応用

退職後の競業禁止義務に関する一般的な考え方として最も適切なものはどれか。

- ア. 退職後100年間、世界中の全業種への就職禁止を定めれば常に有効である。
- イ. 競業禁止条項はどのような内容でも必ず無効である。
- ウ. 競業禁止義務は秘密情報保護と全く無関係で、保護利益は一切考慮されない。
- エ. 職業選択の自由との関係から無制限に有効とはならず、保護すべき利益、対象業務、期間、地域、代償措置等を踏まえ合理性が判断される。

答え・解説

正答：エ

- ア：誤り。過度に広範な制約は合理性を欠く可能性が高い。
 - イ：誤り。合理的な範囲で有効性が認められる場合がある。
 - ウ：誤り。営業秘密等の保護利益は重要な考慮要素となる。
 - エ：正しい。退職後競業禁止は企業利益保護と労働者の職業選択自由の調整が必要であり、過度な制約は無効となる可能性がある。
- 総合解説：退職後競業禁止は企業利益保護と労働者の職業選択自由の調整が必要であり、過度な制約は無効となる可能性がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0057

3-2 営業秘密・不正競争 > 秘密保持・競業避止

難易度：標準

退職後競業避止条項を設計する場合、合理性を高める方向として最も適切なものはどれか。

- ア. 保護すべき営業秘密等に即して、対象業務・期間・地域を必要な範囲に限定する。
- イ. 対象職種・地域・期間を無制限にする。
- ウ. 会社の利益と無関係な趣味活動まで禁止する。
- エ. 従業員に条項内容を知らせず秘密裏に適用する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。競業避止は必要以上に広げず、守るべき利益との対応関係を明確にして限定的に設計することが重要である。

イ：誤り。制約が過度になるほど合理性が問題となりやすい。

ウ：誤り。保護利益との関連が乏しい制約は合理性を欠きやすい。

エ：誤り。契約内容を明確に合意することが重要である。

総合解説：競業避止は必要以上に広げず、守るべき利益との対応関係を明確にして限定的に設計することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0058

3-2 営業秘密・不正競争 > 秘密保持・競業避止

難易度：基礎

退職者による秘密情報持出しを防ぐ対応として最も適切なものはどれか。

- ア. 退職後も社内システムのIDを有効なまま残す。
- イ. 退職時に秘密保持義務を再確認し、会社データ・媒体の返却又は適切な削除、アカウント停止等を行う。
- ウ. 会社貸与PCの返却を求めず、自由に持ち帰らせる。
- エ. 退職時には秘密保持義務を一切説明してはならない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。不要なアクセス権は速やかに停止すべきである。

イ：正しい。退職時は人的・技術的な出口管理を組み合わせ、秘密情報の残存や不要アクセスを防ぐことが重要である。

ウ：誤り。秘密情報漏えいリスクを高める。

エ：誤り。義務再確認は予防措置として有用である。

総合解説：退職時は人的・技術的な出口管理を組み合わせ、秘密情報の残存や不要アクセスを防ぐことが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0059

3-2 営業秘密・不正競争 > 秘密保持・競業禁止

難易度：応用

NDA違反と不正競争防止法上の営業秘密侵害の関係として最も適切なものはどれか。

ア. NDAがあれば、情報が営業秘密の3要件を満たさなくても必ず営業秘密侵害罪になる。

イ. 営業秘密侵害が成立すれば、契約違反は絶対に検討できない。

ウ. 契約違反責任と不正競争防止法上の責任は別の要件で成立し、同じ行為について両方が問題となる場合がある。

エ. NDA違反には民事上の責任が一切生じない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。営業秘密侵害には法定要件を満たす必要がある。

イ：誤り。契約責任と法定責任は併存し得る。

ウ：正しい。NDAは契約上の義務を定め、営業秘密侵害は法定要件に基づくため、両者は併存し得る。

エ：誤り。債務不履行等の民事責任が問題となり得る。

総合解説：NDAは契約上の義務を定め、営業秘密侵害は法定要件に基づくため、両者は併存し得る。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0060

3-2 営業秘密・不正競争 > 秘密保持・競業禁止

難易度：標準

共同研究契約で秘密情報を交換する際の契約条項として最も適切なものはどれか。

ア. 秘密情報の利用目的は定めず、各社が自由に競合製品へ転用できるようにする。

イ. 共同研究成果の知的財産帰属は必ず契約後に争って決める。

ウ. 契約終了後の秘密情報の扱いは一切定めない方が安全である。

エ. 秘密情報の定義、利用目的、開示可能者、再開示条件、成果物の知的財産帰属、契約終了後の返却・削除等を整理する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。目的外利用を防ぐため利用目的の明確化が重要である。

イ：誤り。事前に帰属・出願・利用条件を定めることが望ましい。

ウ：誤り。返却・削除や存続義務を定めることが重要である。

エ：正しい。共同研究では秘密保持だけでなく、成果の権利帰属や利用範囲まで事前に整理することで紛争を予防できる。

総合解説：共同研究では秘密保持だけでなく、成果の権利帰属や利用範囲まで事前に整理することで紛争を予防できる。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0061

3-3 知的財産権 > 特許・実用新案

難易度：基礎

特許法上の「発明」の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。
- イ. 単なる発見であれば、技術的思想の創作でなくても必ず発明となる。
- ウ. 文学作品だけが特許法上の発明である。
- エ. 会社の商号そのものが特許法上の発明である。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。特許法は発明を「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義する。
イ：誤り。自然法則を利用した技術的思想の創作であることが必要である。
ウ：誤り。文学作品は通常、著作権法の領域である。
エ：誤り。商号・標章は特許発明とは異なる。
総合解説：特許法は発明を「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0062

3-3 知的財産権 > 特許・実用新案

難易度：標準

特許を受けるための新規性に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 出願前に世界中へ詳細公開しても、新規性は常に維持される。
- イ. 出願前に公然知られた発明や公然実施された発明等は、原則として新規性を欠く。
- ウ. 新規性は商標登録だけに必要な要件である。
- エ. 新規性の判断では出願前の公知技術を一切考慮しない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。自己公表を含め出願前公知は新規性喪失の原因となり得る。
イ：正しい。特許は新しい技術を公開する代償として権利を付与する制度であり、出願前公知となった発明は原則として新規性を失う。
ウ：誤り。特許の主要な登録要件の一つである。
エ：誤り。先行技術との関係が重要である。
総合解説：特許は新しい技術を公開する代償として権利を付与する制度であり、出願前公知となった発明は原則として新規性を失う。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0063

3-3 知的財産権 > 特許・実用新案

難易度：標準

特許の進歩性に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 新規性があれば進歩性は法律上一切検討されない。
- イ. 進歩性とは商品名が有名であることをいう。
- ウ. 出願時の技術水準に基づき、当業者が容易に発明できたと認められる発明は、原則として特許を受けられない。
- エ. 当業者が容易に発明できるほど、必ず特許が認められる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。新規性と進歩性は別個の要件である。
イ：誤り。技術的な容易想到性に関する要件である。
ウ：正しい。進歩性は、先行技術から当業者が容易に想到できる程度の発明に独占権を与えないための要件である。
エ：誤り。容易想到であれば進歩性が否定され得る。
総合解説：進歩性は、先行技術から当業者が容易に想到できる程度の発明に独占権を与えないための要件である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0064

3-3 知的財産権 > 特許・実用新案

難易度：基礎

同一の発明について複数人が別々に出願した場合の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 先に発明したと自己申告した者が必ず優先され、出願日は関係ない。
- イ. 出願順は一切考慮されず、両者に同一特許が必ず付与される。
- ウ. 会社規模が大きい出願人が必ず優先される。
- エ. 先に特許出願した者が優先される先願主義が採用されている。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。日本は原則として先願主義である。
イ：誤り。同一発明への重複権利付与を避ける仕組みがある。
ウ：誤り。会社規模は先願判断の基準ではない。
エ：正しい。日本の特許制度は原則として先願主義を採用し、同一発明の重複特許を防ぐ。
総合解説：日本の特許制度は原則として先願主義を採用し、同一発明の重複特許を防ぐ。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0065

3-3 知的財産権 > 特許・実用新案

難易度：標準

特許権の存続期間に関する原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 原則として特許出願の日から20年で終了する。
- イ. 設定登録の日から永久に存続する。
- ウ. 出願の日から1年で必ず終了する。
- エ. 特許権は商標権と同様に10年ごとに無期限更新できる。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。特許権の存続期間は原則として出願日から20年であり、一定の分野には延長制度等がある。
イ：誤り。特許権には法定の存続期間がある。
ウ：誤り。原則20年である。
エ：誤り。特許権には商標権のような更新制度はない。
総合解説：特許権の存続期間は原則として出願日から20年であり、一定の分野には延長制度等がある。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0066

3-3 知的財産権 > 特許・実用新案

難易度：応用

特許出願の公開に関する原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 特許出願は出願後100年間、必ず非公開である。
- イ. 出願日から原則1年6か月経過後に出願公開される。
- ウ. 出願公開制度は商標だけに存在する。
- エ. 特許が拒絶される可能性がある出願は、絶対に公開されない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。原則1年6か月後に公開される。
イ：正しい。特許制度は技術公開を重要な要素とし、原則として出願から1年6か月後に出願内容が公開される。
ウ：誤り。特許にも出願公開制度がある。
エ：誤り。審査結果とは別に原則的な出願公開制度がある。
総合解説：特許制度は技術公開を重要な要素とし、原則として出願から1年6か月後に出願内容が公開される。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0067

3-3 知的財産権 > 特許・実用新案

難易度：標準

- 特許出願の審査請求に関する説明として最も適切なものはどれか。
- ア. 特許出願をすれば、審査請求なしでも必ず自動的に実体審査が完了する。
 - イ. 審査請求は出願から30年後にしかできない。
 - ウ. 特許出願の日から3年以内に審査請求をしなければ、出願は取り下げたものとみなされる。
 - エ. 審査請求は出願人以外の者は絶対にできない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：誤り。審査請求制度がある。
- イ：誤り。法定期間内に行う必要がある。
- ウ：正しい。日本では出願と審査請求が分離され、所定期間内に審査請求をすることで実体審査が開始される。
- エ：誤り。一定の者も審査請求をすることができる。
- 総合解説：日本では出願と審査請求が分離され、所定期間内に審査請求をすることで実体審査が開始される。
- 対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0068

3-3 知的財産権 > 特許・実用新案

難易度：基礎

- 従業者が職務上行った発明（職務発明）に関する説明として最も適切なものはどれか。
- ア. 従業者の発明はすべて自動的に国の所有となる。
 - イ. 職務発明について会社と従業者は契約・勤務規則で何も定められない。
 - ウ. 職務発明制度には従業者への利益還元という考え方はない。
 - エ. 使用者等は、契約・勤務規則等により職務発明について特許を受ける権利をあらかじめ取得させる仕組みを設けることができ、その場合従業者には相当の利益を受ける権利が問題となる。

答え・解説

正答：エ

- ア：誤り。国に自動帰属する制度ではない。
- イ：誤り。法に沿って権利帰属等を定めることができる。
- ウ：誤り。相当の利益を受ける権利が規定されている。
- エ：正しい。職務発明制度は企業の研究開発投資と発明者保護の調整を図り、権利帰属と相当の利益について規律する。
- 総合解説：職務発明制度は企業の研究開発投資と発明者保護の調整を図り、権利帰属と相当の利益について規律する。
- 対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0069

3-3 知的財産権 > 特許・実用新案

難易度：応用

実用新案法の保護対象として最も適切なものはどれか。

- ア. 物品の形状、構造又は組合せに係る考案。
- イ. サービス方法だけを対象とする。
- ウ. 小説の表現だけを対象とする。
- エ. 会社名だけを対象とする。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。実用新案制度は物品の形状・構造・組合せに係る考案を保護対象とし、方法そのものは対象外である。
イ：誤り。方法そのものは実用新案の保護対象ではない。
ウ：誤り。小説は著作権法の領域である。
エ：誤り。会社名は実用新案の考案ではない。
総合解説：実用新案制度は物品の形状・構造・組合せに係る考案を保護対象とし、方法そのものは対象外である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0070

3-3 知的財産権 > 特許・実用新案

難易度：標準

実用新案権の行使に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 実用新案は登録されれば、何の確認もなく自由に刑事罰を科せる。
- イ. 権利行使に先立ち、原則として実用新案技術評価書を提示して警告することが求められる。
- ウ. 実用新案制度には技術評価書という制度はない。
- エ. 実用新案権は出願日から50年間存続する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。権利者自身が刑事罰を科すことはできず、権利行使には法定手続がある。
イ：正しい。実用新案は実体審査を経ず登録されるため、権利行使時には技術評価書を用いる仕組みが設けられている。
ウ：誤り。実用新案技術評価書制度がある。
エ：誤り。存続期間は原則出願日から10年である。
総合解説：実用新案は実体審査を経ず登録されるため、権利行使時には技術評価書を用いる仕組みが設けられている。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0071

3-3 知的財産権 > 商標・意匠

難易度：基礎

商標制度の基本的な役割として最も適切なものはどれか。

- ア. 技術的発明の構造だけを保護する。
- イ. 小説の文章表現だけを保護する。
- ウ. 事業者の商品・サービスを他人のものと区別する標識を保護し、業務上の信用の維持を図る。
- エ. 不動産の所有権だけを保護する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。技術的発明は主に特許法・実用新案法の領域である。
イ：誤り。文章表現は主に著作権法の領域である。
ウ：正しい。商標は商品・役務の出所識別標識としてブランドに蓄積された信用を保護する。
エ：誤り。商標制度の目的ではない。
総合解説：商標は商品・役務の出所識別標識としてブランドに蓄積された信用を保護する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0072

3-3 知的財産権 > 商標・意匠

難易度：標準

商標権の存続期間と更新に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 出願日から20年で終了し、更新は一切できない。
- イ. 設定登録の日から1年で必ず消滅する。
- ウ. 永久権なので更新手続は一切不要である。
- エ. 設定登録の日から10年で、更新登録により10年ごとに繰り返し更新できる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。これは特許権と混同している。商標権は更新可能である。
イ：誤り。存続期間は10年である。
ウ：誤り。更新登録手続が必要である。
エ：正しい。商標は営業上蓄積される信用を継続的に保護するため、10年単位で更新できる。
総合解説：商標は営業上蓄積される信用を継続的に保護するため、10年単位で更新できる。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0073

3-3 知的財産権 > 商標・意匠

難易度：標準

商標登録を受けるための識別力に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 単に商品の普通名称や品質等を普通に用いられる方法で表示するだけの標章は、原則として登録が制限される。
- イ. 商品名として一般名称そのものを使えば、必ず強い識別力が認められる。
- ウ. 商標登録では識別力は一切考慮されない。
- エ. 文字商標は法律上すべて登録禁止である。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。商標は出所識別機能を果たす必要があり、普通名称・記述的表示等は原則として識別力が問題となる。

イ：誤り。普通名称は原則として識別力を欠く。

ウ：誤り。登録要件として重要である。

エ：誤り。文字からなる商標も登録対象となり得る。

総合解説：商標は出所識別機能を果たす必要があり、普通名称・記述的表示等は原則として識別力が問題となる。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0074

3-3 知的財産権 > 商標・意匠

難易度：基礎

先に登録された他人の商標と同一又は類似の商標を、同一又は類似の商品・役務について出願した場合の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 後願であればあるほど必ず優先される。
- イ. 原則として登録を受けられない。
- ウ. 先行商標との類似は登録審査で一切考慮されない。
- エ. 競合他社の登録商標と同一でも、商品も同一なら必ず登録できる。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。商標登録は原則として先願関係が重要である。

イ：正しい。先行登録商標との抵触を避け、出所混同を防ぐため、同一・類似関係は重要な拒絶理由となる。

ウ：誤り。重要な審査事項である。

エ：誤り。原則として抵触し登録できない。

総合解説：先行登録商標との抵触を避け、出所混同を防ぐため、同一・類似関係は重要な拒絶理由となる。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0075

3-3 知的財産権 > 商標・意匠

難易度：標準

登録商標を継続して一定期間使用していない場合の制度として最も適切なものはどれか。

ア. 1日使わなければ自動的に商標権が消滅する。

イ. 商標は登録後に使用する必要が全くなく、不使用取消制度も存在しない。

ウ. 正当な理由なく継続して3年以上日本国内で使用されていない登録商標について、不使用取消審判が請求され得る。

エ. 不使用取消は特許権だけに適用される制度である。

0076

3-3 知的財産権 > 商標・意匠

難易度：応用

意匠法の保護対象に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア. 意匠法は物品全体だけを保護し、部分意匠は認めない。

イ. 意匠法は音楽の旋律だけを保護する。

ウ. 建築物や内装は意匠法の対象になることが絶対でない。

エ. 物品の形状・模様・色彩等のほか、一定の画像、建築物、内装のデザインも保護対象となり得る。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。不使用取消には法定期間と審判手続がある。

イ：誤り。不使用取消審判制度がある。

ウ：正しい。商標制度は使用されない登録を整理するため、不使用取消審判制度を設けている。

エ：誤り。商標法上の制度である。

総合解説：商標制度は使用されない登録を整理するため、不使用取消審判制度を設けている。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。物品の部分のデザインも保護対象となり得る。

イ：誤り。音楽は主に著作権法の領域である。

ウ：誤り。現行法では一定の建築物・内装も対象となる。

エ：正しい。意匠法改正により、従来の物品デザインに加え一定の画像・建築物・内装も保護対象となっている。

総合解説：意匠法改正により、従来の物品デザインに加え一定の画像・建築物・内装も保護対象となっている。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0077

3-3 知的財産権 > 商標・意匠

難易度：標準

2020年4月1日以後の出願に係る意匠権の存続期間に関する原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 意匠登録出願の日から25年で終了する。
- イ. 設定登録の日から10年で必ず終了する。
- ウ. 出願日から20年で商標のように無期限更新できる。
- エ. 意匠権には存続期間の制限がない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。現行制度では、対象となる出願について意匠権の存続期間は出願日から25年である。
イ：誤り。現行制度の一般的な存続期間とは異なる。
ウ：誤り。意匠権は商標権のような無期限更新制度ではない。
エ：誤り。法定の存続期間がある。
総合解説：現行制度では、対象となる出願について意匠権の存続期間は出願日から25年である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0078

3-3 知的財産権 > 商標・意匠

難易度：基礎

関連意匠制度に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 関連意匠制度は同一企業の商号を登記する制度である。
- イ. 一つのデザインコンセプトから展開されたバリエーションの意匠を、一定の要件の下で関連意匠として保護できる。
- ウ. 基礎意匠との関係を問わず、全く無関係な意匠を自動登録する制度である。
- エ. 関連意匠制度は著作権の保護期間を延長する制度である。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。意匠法上のデザイン保護制度である。
イ：正しい。関連意匠制度はデザインの継続的・発展的な展開を保護する仕組みである。
ウ：誤り。関連性等の法定要件を満たす必要がある。
エ：誤り。意匠法上の制度である。
総合解説：関連意匠制度はデザインの継続的・発展的な展開を保護する仕組みである。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0079

3-3 知的財産権 > 商標・意匠

難易度：応用

秘密意匠制度に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 秘密意匠を選ぶと意匠権そのものが発生しない。
- イ. 秘密意匠は100年間一切公開しない制度である。
- ウ. 一定期間、登録意匠の内容を公報で秘密にすることを請求できる制度である。
- エ. 秘密意匠制度は商標権を匿名化する制度である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。秘密期間中も登録に基づく権利は成立する。
イ：誤り。秘密にできる期間には法定上限がある。
ウ：正しい。製品発売前のデザイン公開による不利益を避けるため、一定期間意匠を秘密にできる制度がある。
エ：誤り。意匠法上の制度である。
総合解説：製品発売前のデザイン公開による不利益を避けるため、一定期間意匠を秘密にできる制度がある。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0080

3-3 知的財産権 > 商標・意匠

難易度：標準

新製品デザインを意匠出願する前の企業対応として最も適切なものはどれか。

- ア. まずSNSで世界中に公開し、その後何年でも待ってから出願すれば必ず登録できる。
- イ. 先行意匠の確認は法律上禁止されている。
- ウ. 意匠登録には新規性が全く不要である。
- エ. 原則として出願前の不用意な公開を避け、先行意匠調査や出願時期を検討する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。出願前公開は新規性を害する可能性がある。
イ：誤り。先行意匠調査は権利化・侵害予防に有用である。
ウ：誤り。新規性は重要な登録要件である。
エ：正しい。意匠登録には新規性等が必要であり、出願前公開は権利化に影響し得るため、公開と出願の順序管理が重要である。
総合解説：意匠登録には新規性等が必要であり、出願前公開は権利化に影響し得るため、公開と出願の順序管理が重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0081

3-3 知的財産権 > 著作権

難易度：基礎

著作権の発生に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 著作物を創作した時点で原則として著作権が発生し、権利発生のための登録は不要である。
- イ. 文化庁へ登録しなければ著作権は一切発生しない。
- ウ. 著作権は作品を販売した時にだけ発生する。
- エ. 著作権は必ず特許庁への特許出願で発生する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。日本の著作権法は無方式主義を採用し、創作により著作権が発生する。
イ：誤り。権利発生に登録を必要としない。
ウ：誤り。販売の有無ではなく創作により発生する。
エ：誤り。特許権と著作権は別制度である。
総合解説：日本の著作権法は無方式主義を採用し、創作により著作権が発生する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0082

3-3 知的財産権 > 著作権

難易度：標準

著作権法上の「著作物」の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 単なる事実やアイデアは、表現されなくても常に著作物となる。
- イ. 思想又は感情を創作的に表現したもので、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- ウ. 会社名を登記すれば、その会社の全情報が自動的に著作物となる。
- エ. 著作物は絵画だけに限定される。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。著作権法は原則として表現を保護する。
イ：正しい。著作権法が保護するのは、単なるアイデアではなく、思想・感情の創作的な表現である。
ウ：誤り。著作物性は創作的表現の有無で判断される。
エ：誤り。文章、音楽、写真、映画、プログラム等多様な類型がある。
総合解説：著作権法が保護するのは、単なるアイデアではなく、思想・感情の創作的な表現である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0083

3-3 知的財産権 > 著作権

難易度：標準

新しいビジネスアイデアそのものと著作権の関係として最も適切なものはどれか。

ア. 思いついた瞬間にアイデアそのものへ著作権が発生し、他人は類似発想を一切使えない。

イ. アイデアを文章化しても、その文章表現は絶対に著作物にならない。

ウ. アイデアそのものは原則として著作権の保護対象ではなく、創作的に表現された文章・図表等が著作物となり得る。

エ. 著作権は特許と同じく技術的アイデア自体だけを保護する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。アイデアそのものは原則として著作権の対象外である。

イ：誤り。創作性があれば文章表現は著作物となり得る。

ウ：正しい。著作権は表現を保護し、抽象的なアイデア・手法自体の独占を認める制度ではない。

エ：誤り。著作権と特許権は保護対象が異なる。

総合解説：著作権は表現を保護し、抽象的なアイデア・手法自体の独占を認める制度ではない。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0084

3-3 知的財産権 > 著作権

難易度：基礎

著作者人格権に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア. 著作者人格権は財産権なので自由に売買できる。

イ. 著作者人格権は法人登記簿に登録しなければ発生しない。

ウ. 著作者人格権には公表や氏名表示に関する利益は含まれない。

エ. 著作者の人格的利益を保護する権利であり、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。著作者人格権は一身専属で譲渡できない。

イ：誤り。登録を権利発生要件とはしない。

ウ：誤り。公表権・氏名表示権等が含まれる。

エ：正しい。公表権・氏名表示権・同一性保持権などの著作者人格権は著作者本人に専属する。

総合解説：公表権・氏名表示権・同一性保持権などの著作者人格権は著作者本人に専属する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0085

3-3 知的財産権 > 著作権

難易度：標準

著作権（著作財産権）の譲渡に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 著作権は財産権として全部又は一部を譲渡することができるが、契約で譲渡範囲を明確にすることが重要である。
- イ. 著作権は一身専属なので一切譲渡できない。
- ウ. 著作権譲渡契約をすると著作者人格権も当然に移転する。
- エ. 著作権の譲渡範囲は契約で定めることができない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。著作権は譲渡可能な財産権であり、複製権・公衆送信権等のどの権利を移転するか契約で明確化する必要がある。

イ：誤り。一身専属なのは著作者人格権であり、著作権は譲渡可能である。

ウ：誤り。著作者人格権は譲渡できない。

エ：誤り。契約で範囲を明確化できる。

総合解説：著作権は譲渡可能な財産権であり、複製権・公衆送信権等のどの権利を移転するか契約で明確化する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0086

3-3 知的財産権 > 著作権

難易度：応用

法人の従業員が職務上作成した著作物について、いわゆる職務著作が成立する場合の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 従業員が作成した著作物は、どのような場合も必ず従業員個人だけが著作者となる。
- イ. 法定要件を満たす場合、法人等が著作者となることがある。
- ウ. 法人は自然人ではないので、著作権法上著作者になることは絶対にない。
- エ. 職務著作は特許法だけの制度である。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。職務著作の法定要件を満たすと法人等が著作者となり得る。

イ：正しい。法人等の発意に基づき業務従事者が職務上作成し法人名義で公表する等の法定要件を満たすと、法人等が著作者となり得る。

ウ：誤り。職務著作制度により法人等が著作者となる場合がある。

エ：誤り。著作権法にも職務著作の規定がある。

総合解説：法人等の発意に基づき業務従事者が職務上作成し法人名義で公表する等の法定要件を満たすと、法人等が著作者となり得る。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0087

3-3 知的財産権 > 著作権

難易度：標準

他人の著作物を「引用」して利用する場合の説明として最も適切なものはどれか。

ア. 「引用」と書けば、作品全体を無条件で転載できる。

イ. 未公表の著作物でも、本人に無断で必ず引用できる。

ウ. 公表された著作物について、公正な慣行に合致し、報道・批評・研究その他の引用目的上正当な範囲内で行う必要があり、出所明示も原則必要となる。

エ. 引用では自分の文章は一切不要で、他人の作品だけを掲載するのが原則である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。名称ではなく法定要件を満たす必要がある。

イ：誤り。引用規定は公表された著作物を前提とする。

ウ：正しい。引用は無条件の自由利用ではなく、公表著作物であること、公正な慣行、目的上正当な範囲、出所明示等の要件を満たす必要がある。

エ：誤り。引用目的上の必要性や主従関係等を含む適切な利用が求められる。

総合解説：引用は無条件の自由利用ではなく、公表著作物であること、公正な慣行、目的上正当な範囲、出所明示等の要件を満たす必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0088

3-3 知的財産権 > 著作権

難易度：基礎

自然人である著作者の著作物の保護期間に関する原則として最も適切なものはどれか。

ア. 著作者の死後1年で一律に終了する。

イ. 創作後10年で必ず終了し、更新できる。

ウ. 著作権は永久に存続する。

エ. 著作者の生存期間および死後70年まで。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。原則死後70年である。

イ：誤り。一般原則は死後70年であり、商標のような更新制度ではない。

ウ：誤り。法定の保護期間がある。

エ：正しい。現行著作権法では、自然人著作者の著作物は原則として著作者の死後70年まで保護される。

総合解説：現行著作権法では、自然人著作者の著作物は原則として著作者の死後70年まで保護される。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0089

3-3 知的財産権 > 著作権

難易度：応用

実演家、レコード製作者、放送事業者等に認められる権利について最も適切な説明はどれか。

- ア. 著作隣接権として、著作者の権利とは別に一定の権利が認められている。
- イ. 著作隣接権という制度は日本法には存在しない。
- ウ. 実演家には法律上どのような権利も認められない。
- エ. 著作隣接権は不動産登記を保護する制度である。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。著作物を伝達する実演家・レコード製作者・放送事業者等には著作隣接権が付与される。
イ：誤り。著作権法に規定されている。
ウ：誤り。実演家には著作隣接権等が認められる。
エ：誤り。著作物の伝達者等を保護する制度である。
総合解説：著作物を伝達する実演家・レコード製作者・放送事業者等には著作隣接権が付与される。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0090

3-3 知的財産権 > 著作権

難易度：標準

コンピュータ・プログラムと著作権に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. アルゴリズムのアイデアを思いだけで、そのアイデア自体が必ず著作権で独占される。
- イ. 創作性のあるプログラムの具体的な表現は著作物となり得るが、プログラム言語、規約、解法としてのアルゴリズム自体は著作権法上の保護対象から除かれる。
- ウ. プログラムは著作権法で一切保護されない。
- エ. プログラムの著作権は特許庁へ商標登録しないと発生しない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。解法としてのアルゴリズム自体は著作権の保護対象ではない。
イ：正しい。著作権はプログラムの具体的表現を保護する一方、言語・規約・解法そのものの独占を認めるものではない。
ウ：誤り。創作性あるプログラムは著作物として保護され得る。
エ：誤り。著作権は創作により原則発生する。
総合解説：著作権はプログラムの具体的表現を保護する一方、言語・規約・解法そのものの独占を認めるものではない。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0091

3-4 デジタル取引 > 電子契約・電子署名

難易度：基礎

電子署名法上の「電子署名」の要件として最も適切なものはどれか。

- ア. 電磁的記録について、作成者を示すための措置であり、かつ改変の有無を確認できるものである。
- イ. 氏名を入力するだけで常に電子署名となる。
- ウ. 紙の印影画像なら方式を問わず必ず電子署名となる。
- エ. 電子署名は行政機関しか利用できない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。電子署名法は本人性と非改変性確認の双方を要件とする。
イ：誤り。氏名表示だけでは法定要件を当然に満たさない。
ウ：誤り。画像化のみで本人性・非改変性が当然に確保されるわけではない。
エ：誤り。民間契約でも利用される。
総合解説：電子署名法は本人性と非改変性確認の双方を要件とする。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0092

3-4 デジタル取引 > 電子契約・電子署名

難易度：標準

本人による一定の電子署名が付された電磁的記録の法的効果として最も適切なものはどれか。

- ア. 契約内容の適法性まで必ず保証される。
- イ. 真正に成立したものと推定される場合がある。
- ウ. 電子署名があれば一切争えない。
- エ. 意思能力の検討が不要になる。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。真正成立の推定と内容の適法性は別である。
イ：正しい。電子署名法3条は一定の場合に真正成立の推定を定める。
ウ：誤り。推定は反証可能である。
エ：誤り。意思能力等は別途検討される。
総合解説：電子署名法3条は一定の場合に真正成立の推定を定める。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0093

3-4 デジタル取引 > 電子契約・電子署名

難易度：標準

重要な電子契約で本人性を高める対応として最も適切なものはどれか。

- ア. 共用IDだけで締結する。
- イ. 署名記録を直ちに削除する。
- ウ. 本人確認方法、認証強度、署名記録等を契約重要度に応じて確認する。
- エ. 利用者認証は常に不要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。誰が操作したかの立証を弱める。
イ：誤り。後日の立証を困難にする。
ウ：正しい。電子契約の証拠力は本人確認・認証・記録保存等にも左右される。
エ：誤り。リスクに応じた認証が重要である。
総合解説：電子契約の証拠力は本人確認・認証・記録保存等にも左右される。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0094

3-4 デジタル取引 > 電子契約・電子署名

難易度：基礎

電子契約について最も適切な説明はどれか。

- ア. 契約はすべて紙への押印がなければ無効である。
- イ. 法人間の電子契約は禁止されている。
- ウ. 電子契約には民法が適用されない。
- エ. 法律上書面が要求される特別な場合を除き、原則として電子的方法でも契約は成立し得る。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。一般原則として紙・押印は必須ではない。
イ：誤り。法人間でも利用できる。
ウ：誤り。民法等が適用される。
エ：正しい。契約は原則方式自由であり電子的方法でも成立し得る。
総合解説：契約は原則方式自由であり電子的方法でも成立し得る。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0095

3-4 デジタル取引 > 電子契約・電子署名

難易度：標準

電子メールによる承諾通知を用いる電子契約の成立時期として最も適切なものはどれか。

- ア. 承諾通知が相手方に到達した時が原則である。
- イ. 送信者がメールを書き始めた時である。
- ウ. 送信箱に保存した時である。
- エ. 電子契約には成立時期が存在しない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。電子承諾通知には到達主義が適用される。
イ：誤り。到達が基準である。
ウ：誤り。相手方への到達が必要である。
エ：誤り。成立時期は観念される。
総合解説：電子承諾通知には到達主義が適用される。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0096

3-4 デジタル取引 > 電子契約・電子署名

難易度：応用

「注文受付。在庫確認後に受注可否を通知する」と自動返信した場合の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 自動メールは内容を問わず必ず承諾となる。
- イ. 文言・取引設計によっては単なる受信確認で、承諾通知ではない場合がある。
- ウ. 自動メールは絶対に意思表示にならない。
- エ. 契約成立はメール本文と無関係である。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。内容により判断される。
イ：正しい。自動返信が承諾か受信確認かは表示内容等で判断される。
ウ：誤り。内容によっては承諾となり得る。
エ：誤り。本文は重要な判断材料である。
総合解説：自動返信が承諾か受信確認かは表示内容等で判断される。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0097

3-4 デジタル取引 > 電子契約・電子署名

難易度：標準

電子消費者契約で消費者が操作ミスをした場合の説明として最も適切なものはどれか。

ア. ネット上の操作ミスは常に消費者だけの責任である。

イ. 確認画面を設けることは禁止されている。

ウ. 事業者が申込み内容を確認・訂正できる措置を講じていない場合などには、錯誤について特則が適用され得る。

エ. 同法は企業間取引だけを保護する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。特則がある。

イ：誤り。確認・訂正機会の提供は重要である。

ウ：正しい。電子消費者契約法は操作ミスに関する消費者保護の特則を置く。

エ：誤り。消費者の電子契約に関する特則である。

総合解説：電子消費者契約法は操作ミスに関する消費者保護の特則を置く。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0098

3-4 デジタル取引 > 電子契約・電子署名

難易度：基礎

電子署名とタイムスタンプの役割の説明として最も適切なものはどれか。

ア. 両者は完全に同一の制度である。

イ. タイムスタンプは意思能力を証明する。

ウ. 電子署名は改変確認と無関係である。

エ. 電子署名は主に作成者・非改変性の確認、タイムスタンプはある時点での存在・その後の非改変確認に役立つ。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。機能が異なる。

イ：誤り。主に時刻・完全性に関する。

ウ：誤り。非改変性確認が法定機能の一つである。

エ：正しい。両者は本人性・完全性・存在時刻の立証を補完する。

総合解説：両者は本人性・完全性・存在時刻の立証を補完する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0099

3-4 デジタル取引 > 電子契約・電子署名

難易度：応用

電子契約データの保存方法として最も適切なものはどれか。

- ア. 契約本文、署名情報、締結日時、監査ログ等を必要期間保存し、改ざん防止・アクセス管理を行う。
- イ. 署名・操作記録を直ちに削除する。
- ウ. 全従業員に削除権限を与える。
- エ. 保存期間は検討不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。契約成立・真正性の立証には周辺記録も重要である。
イ：誤り。証拠性を弱める。
ウ：誤り。完全性確保に不適切である。
エ：誤り。法令・時効等を踏まえ検討が必要である。
総合解説：契約成立・真正性の立証には周辺記録も重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0100

3-4 デジタル取引 > 電子契約・電子署名

難易度：標準

権限のない従業員が会社名義で電子契約を締結した場合の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 電子署名があれば代理権がなくても必ず会社を拘束する。
- イ. 電子署名が付されていても、その従業員に代理権・締結権限があるかは別途問題となる。
- ウ. 電子契約には代理制度が適用されない。
- エ. 社内権限管理は紙契約だけに必要である。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。代理権は別途必要である。
イ：正しい。電子署名は代理権を自動的に創設しない。
ウ：誤り。民法の代理規定が適用される。
エ：誤り。電子契約でも重要である。
総合解説：電子署名は代理権を自動的に創設しない。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0101

3-4 デジタル取引 > 電子契約・電子署名

難易度：基礎

クラウド型電子契約サービス導入時の確認として最も適切なものはどれか。

ア. 価格だけ確認すればよい。

イ. サービス終了時のデータ取得可否は不要である。

ウ. 認証方式、証拠記録、保存・エクスポート、障害時対応、サービス終了時のデータ返還等を確認する。

エ. 本人認証方式は契約重要度と無関係である。

0102

3-4 デジタル取引 > 電子契約・電子署名

難易度：標準

電子署名法上の特定認証業務の認定制度について最も適切なものはどれか。

ア. すべての電子契約サービスは認定がなければ営業できない。

イ. 認定があれば違法な契約内容も有効になる。

ウ. 紙の印鑑証明だけの制度である。

エ. 一定の基準に適合する認証業務について国の認定を受ける制度がある。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。法務・情報管理リスクが残る。

イ：誤り。長期保存上重要である。

ウ：正しい。署名機能だけでなく証拠保存・事業継続まで評価する必要がある。

エ：誤り。リスクに応じた設計が必要である。

総合解説：署名機能だけでなく証拠保存・事業継続まで評価する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。認定制度と営業可否は同一ではない。

イ：誤り。内容の適法性を保証しない。

ウ：誤り。電子署名に関する認証業務の制度である。

エ：正しい。電子署名法は一定基準を満たす特定認証業務の認定制度を設ける。

総合解説：電子署名法は一定基準を満たす特定認証業務の認定制度を設ける。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0103

3-4 デジタル取引 > 利用規約・オンライン取引

難易度：標準

民法上の定型約款が契約内容となるための説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 定型取引を行う合意に加え、定型約款を契約内容とする旨の合意など法定要件を満たす必要がある。
- イ. ウェブサイトの奥に規約を置くだけで常に全条項が効力を持つ。
- ウ. 定型約款制度は民法に存在しない。
- エ. 定型約款は紙媒体でなければならない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。定型約款は作成しただけで当然に全条項が契約内容になるわけではない。
イ：誤り。組入れの法定要件が必要である。
ウ：誤り。民法に規定がある。
エ：誤り。オンライン規約も対象になり得る。
総合解説：定型約款は作成しただけで当然に全条項が契約内容になるわけではない。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0104

3-4 デジタル取引 > 利用規約・オンライン取引

難易度：基礎

定型約款中の不当条項について最も適切な説明はどれか。

- ア. 利用規約に書けばどんな条項でも必ず有効である。
- イ. 相手方の権利を制限し又は義務を加重し、信義則に反して利益を一方的に害する条項は契約内容とならない場合がある。
- ウ. 相手方に不利益な条項は程度を問わず全て無効である。
- エ. この規制は社内規程だけに適用される。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。不当条項規制を受ける。
イ：正しい。民法は一定の不当条項を定型約款の契約内容から除外する。
ウ：誤り。社会通念等を踏まえ判断される。
エ：誤り。契約上の定型約款に関する規定である。
総合解説：民法は一定の不当条項を定型約款の契約内容から除外する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0105

3-4 デジタル取引 > 利用規約・オンライン取引

難易度：標準

定型約款に該当する利用規約を一方的に変更する場合の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 理由なく過去に遡って無制限に変更できる。
- イ. 一度制定すると絶対に変更できない。
- ウ. 相手方一般の利益に適合する場合や、変更の必要性・相当性等の法定要件を満たす場合に認められ得る。
- エ. 変更内容の周知は一切不要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。一方的変更には要件がある。
イ：誤り。一定要件下で変更可能である。
ウ：正しい。定型約款変更は無制限ではなく、民法上の要件と周知が必要である。
エ：誤り。周知が必要となる。
総合解説：定型約款変更は無制限ではなく、民法上の要件と周知が必要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0106

3-4 デジタル取引 > 利用規約・オンライン取引

難易度：応用

オンライン申込みで利用規約への同意を明確化する方法として最も適切なものはどれか。

- ア. 規約を見えない場所に置き同意操作も設けない。
- イ. 申込み後に初めて重要条件を表示する。
- ウ. 同意日時や規約バージョンを記録しない。
- エ. 利用規約へのリンクを分かりやすく表示し、『規約に同意して申し込む』等の能動的操作を求める。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。規約組入れ・同意の立証を弱める。
イ：誤り。重要条件は申込み前に確認できるようにすべきである。
ウ：誤り。記録は後日の立証に有用である。
エ：正しい。規約提示と明示的な同意操作の組合せは同意の立証に有用である。
総合解説：規約提示と明示的な同意操作の組合せは同意の立証に有用である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0107

3-4 デジタル取引 > 利用規約・オンライン取引

難易度：標準

利用規約の改訂履歴を保存する意義として最も適切なものはどれか。

- ア. 特定時点でどの規約が利用者に適用されていたかを確認・立証しやすくする。
- イ. 改訂履歴は残すと違法になる。
- ウ. 最新規約だけで過去取引の条件は常に分かる。
- エ. 利用規約は契約と無関係なので履歴に意味はない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。バージョン・適用日・同意記録の保存が紛争予防に有効である。
イ：誤り。保存自体が一般に禁止されるものではない。
ウ：誤り。過去時点の内容が不明になるおそれがある。
エ：誤り。契約内容の立証に重要となり得る。
総合解説：バージョン・適用日・同意記録の保存が紛争予防に有効である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0108

3-4 デジタル取引 > 利用規約・オンライン取引

難易度：基礎

消費者向けオンライン利用規約について最も適切な説明はどれか。

- ア. 『一切責任なし』と書けば消費者法上の責任も全部排除できる。
- イ. 民法の定型約款規定だけでなく、消費者契約法や特定商取引法等も検討する必要がある。
- ウ. オンライン取引に特定商取引法は適用されない。
- エ. 事業者の規約は法律より常に優先する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。免責条項が無効となる場合がある。
イ：正しい。利用規約は複数法令の適用を受け、強行法規を規約で排除できない。
ウ：誤り。通信販売には適用され得る。
エ：誤り。強行法規に反する規約は効力が制限される。
総合解説：利用規約は複数法令の適用を受け、強行法規を規約で排除できない。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0109

3-4 デジタル取引 > 利用規約・オンライン取引

難易度：応用

サブスクリプションサービスの申込み画面で重要な表示として最も適切なものはどれか。

- ア. 自動更新や解約条件は契約後まで隠す。
- イ. 解約方法を事業者内部だけの秘密にする。
- ウ. 料金、契約期間、自動更新、解約条件、提供内容など契約判断に重要な条件を申込み前に明確に表示する。
- エ. 無料期間後の有料移行条件は表示しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。紛争・法令違反リスクを高める。
イ：誤り。解約条件・方法の明確化が必要である。
ウ：正しい。継続課金では料金・更新・解約等の明示が重要である。
エ：誤り。課金条件の明示が重要である。
総合解説：継続課金では料金・更新・解約等の明示が重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0110

3-4 デジタル取引 > 利用規約・オンライン取引

難易度：標準

オンライン取引で申込み操作記録を保存する場合の実務として最も適切なものはどれか。

- ア. 立証目的なら個人情報を無期限・無制限に保存してよい。
- イ. ログは全従業員が自由に改変できるようにする。
- ウ. 申込み記録は証拠になり得ない。
- エ. 申込日時、規約バージョン、確認操作、同意記録等を必要な範囲で保存し、個人情報保護にも配慮する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。保存期間・利用目的等の検討が必要である。
イ：誤り。証拠性を損なう。
ウ：誤り。重要な証拠となり得る。
エ：正しい。契約成立の立証と個人情報保護を両立させる必要がある。
総合解説：契約成立の立証と個人情報保護を両立させる必要がある。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0111

3-4 デジタル取引 > 利用規約・オンライン取引

難易度：基礎

オンライン取引で確認画面を設ける主な法務上の意義として最も適切なものはどれか。
ア. 申込み内容の誤入力を訂正する機会を与え、操作ミスに関する紛争を予防する。
イ. 確認画面を設けると契約は必ず無効になる。
ウ. 代金支払義務を消滅させるための画面である。
エ. 確認画面があれば他の法令違反も全て免責される。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。電子消費者契約法の錯誤特則との関係でも重要である。
イ：誤り。誤操作防止に有効である。
ウ：誤り。そのような効果はない。
エ：誤り。他の法令遵守は別途必要である。
総合解説：電子消費者契約法の錯誤特則との関係でも重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0112

3-4 デジタル取引 > 利用規約・オンライン取引

難易度：標準

オンラインサービスの免責条項を設計する際の説明として最も適切なものはどれか。
ア. 『理由を問わず一切責任なし』と書けば常に有効である。
イ. 強行規定、当事者属性、免責範囲の合理性を確認し、責任を無制限に排除する表現は避ける。
ウ. 免責条項は一切記載できない。
エ. 利用者が消費者か事業者かは有効性に影響しない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。強行法規等で効力が否定されることがある。
イ：正しい。免責条項は民法・消費者契約法等の規制を受ける。
ウ：誤り。合理的な責任制限条項は設計可能である。
エ：誤り。適用法令が変わり得る。
総合解説：免責条項は民法・消費者契約法等の規制を受ける。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0113

3-4 デジタル取引 > プラットフォーム・デジタルサービス

難易度：標準

デジタルプラットフォーム取引透明化法の主な対象関係として最も適切なものはどれか。

- ア. 消費者同士のSNS投稿だけを規制する。
- イ. 全ウェブサイトを経営者に関係なく自動指定する。
- ウ. 指定された特定デジタルプラットフォーム提供者と、そのプラットフォームを利用する事業者とのBtoB取引関係である。
- エ. 不動産登記だけを対象とする。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。主眼は指定DPFと利用事業者間の取引である。

イ：誤り。対象は基準に基づき指定される。

ウ：正しい。同法は一定規模以上の指定プラットフォームと利用事業者間の透明性・公正性向上を図る。

エ：誤り。デジタルプラットフォーム取引に関する法律である。

総合解説：同法は一定規模以上の指定プラットフォームと利用事業者間の透明性・公正性向上を図る。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0114

3-4 デジタル取引 > プラットフォーム・デジタルサービス

難易度：基礎

特定デジタルプラットフォーム提供者に求められる措置として最も適切なものはどれか。

- ア. 取引条件を全て秘密にする義務。
- イ. 競合サービス利用を刑事罰で禁止する義務。
- ウ. 全商品を自社製造する義務。
- エ. 取引条件の開示、相互理解を促進するための手続・体制整備、運営状況の報告等である。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。透明化の趣旨に反する。

イ：誤り。そのような義務はない。

ウ：誤り。法の義務ではない。

エ：正しい。透明化法は取引条件開示や体制整備等を義務付ける。

総合解説：透明化法は取引条件開示や体制整備等を義務付ける。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0115

3-4 デジタル取引 > プラットフォーム・デジタルサービス

難易度：標準

取引デジタルプラットフォーム消費者保護法の対象として最も適切な取引はどれか。

ア. オンラインモール等で、消費者と販売業者等が通信販売契約を締結する取引である。

イ. 直販サイトで事業者と消費者の二者だけが取引する場合だけ。

ウ. 企業内部の勤怠管理システム。

エ. 行政機関の電子申請。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。DPF・販売業者等・消費者の三者が登場する取引が対象となる。

イ：誤り。直販サイトは同法の典型対象とは異なる。

ウ：誤り。消費者との通信販売ではない。

エ：誤り。本法の対象取引ではない。

総合解説：DPF・販売業者等・消費者の三者が登場する取引が対象となる。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0116

3-4 デジタル取引 > プラットフォーム・デジタルサービス

難易度：応用

取引デジタルプラットフォーム提供者の努力義務として最も適切なものはどれか。

ア. 販売業者等の連絡先を必ず隠す。

イ. 消費者が販売業者等と円滑に連絡できるようにする措置などを講じるよう努める。

ウ. 危険商品の情報を把握しても対応してはならない。

エ. 全契約の当事者となる義務がある。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。円滑な連絡を促進する方向の措置が求められる。

イ：正しい。同法は通信販売取引の適正化・紛争解決促進のため努力義務を定める。

ウ：誤り。消費者利益保護のための協力措置が求められる。

エ：誤り。当然に売買契約当事者となる制度ではない。

総合解説：同法は通信販売取引の適正化・紛争解決促進のため努力義務を定める。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0117

3-4 デジタル取引 > プラットフォーム・デジタルサービス

難易度：標準

販売業者等に関する情報開示請求について最も適切な説明はどれか。

ア. 理由なく全出店者の個人情報を無制限に取得できる。

イ. 開示制度は存在しない。

ウ. 一定の要件を満たす消費者は、損害賠償請求等のため販売業者等の氏名・住所等の開示を請求できる場合がある。

エ. 開示請求は刑事裁判所だけができる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。開示には法定要件がある。

イ：誤り。制度がある。

ウ：正しい。紛争解決を促進するため開示請求制度が設けられている。

エ：誤り。一定の消費者に請求権がある。

総合解説：紛争解決を促進するため開示請求制度が設けられている。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0118

3-4 デジタル取引 > プラットフォーム・デジタルサービス

難易度：基礎

プラットフォームが出店停止ルールを変更する場合の対応として最も適切なものはどれか。

ア. 理由を示さず突然永久停止することが常に推奨される。

イ. 取引条件は法律上どのような開示も禁止される。

ウ. 停止手続の記録は残してはならない。

エ. 変更内容・理由・予告期間等を分かりやすく示し、異議申立て等の手続も整備する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。透明性・公正性上の問題を生じ得る。

イ：誤り。一定の開示義務がある。

ウ：誤り。説明責任のため記録は有用である。

エ：正しい。透明性・予測可能性を高める手続設計が望ましい。

総合解説：透明性・予測可能性を高める手続設計が望ましい。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0119

3-4 デジタル取引 > プラットフォーム・デジタルサービス

難易度：応用

プラットフォーム運営者が販売業者に該当するかの判断として最も適切なものはどれか。

ア. 取引形態、表示、価格決定、履行への関与等の具体的事情を踏まえて判断する。

イ. 『場の提供者』と表示すれば実態を問わず必ず責任を免れる。

ウ. 運営者は常に全商品の売主となる。

エ. 販売業者該当性はサイトの背景色で決まる。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。名称だけでなく取引実態が重要である。

イ：誤り。表示だけで法的地位は確定しない。

ウ：誤り。取引構造により異なる。

エ：誤り。取引実態が重要である。

総合解説：名称だけでなく取引実態が重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0120

3-4 デジタル取引 > プラットフォーム・デジタルサービス

難易度：標準

デジタルサービスのアカウント停止・コンテンツ削除に関する規約設計として最も適切なものはどれか。

ア. 停止理由は定めず担当者の気分だけで決める。

イ. 停止・削除事由、手続、通知、異議申立て等を可能な範囲で明確化し、恣意的運用を避ける。

ウ. 規約と実運用を意図的に食い違わせる。

エ. 異議申立ての記録を残さない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。恣意性が高い。

イ：正しい。透明なルールと運用記録は紛争リスクを下げる。

ウ：誤り。契約上の問題を生じ得る。

エ：誤り。後日の検証に支障がある。

総合解説：透明なルールと運用記録は紛争リスクを下げる。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0121

3-5 情報社会の法的リスク > 不正アクセス・サイバー関連法

難易度：基礎

不正アクセス禁止法が禁止する典型的な不正アクセス行為として最も適切なものはどれか。

ア. 自分の正規アカウントで自分のメールを読む。

イ. 公開ウェブページを通常閲覧する。

ウ. 他人のID・パスワード等の識別符号を無断で入力し、アクセス制御されたコンピュータを利用可能な状態にする行為。

エ. 自社PCの電源を正当に入れる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。通常は不正アクセスではない。

イ：誤り。アクセス制御を突破していない。

ウ：正しい。他人の識別符号を無断入力してアクセス制御を突破する行為は典型的な不正アクセスである。

エ：誤り。不正アクセスの要件を満たさない。

総合解説：他人の識別符号を無断入力してアクセス制御を突破する行為は典型的な不正アクセスである。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0122

3-5 情報社会の法的リスク > 不正アクセス・サイバー関連法

難易度：標準

不正アクセス禁止法上の識別符号の例として最も適切なものはどれか。

ア. 会社の代表電話番号だけ。

イ. 公開サイトのURLだけ。

ウ. 机の座席番号だけ。

エ. アクセス管理者が利用者を識別するため付与したID・パスワード等。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。利用者識別のためのアクセス制御符号とは限らない。

イ：誤り。通常は利用者識別符号ではない。

ウ：誤り。ネットワーク上の識別符号ではない。

エ：正しい。ID・パスワード等が典型的な識別符号である。

総合解説：ID・パスワード等が典型的な識別符号である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0123

3-5 情報社会の法的リスク > 不正アクセス・サイバー関連法

難易度：標準

他人のID・パスワードを不正アクセス目的で第三者に提供する行為について最も適切な説明はどれか。

ア. 不正アクセスを助長する行為として禁止・処罰の対象となり得る。

イ. 自分が直接ログインしなければ常に適法である。

ウ. パスワード提供は一切規制されない。

エ. 無償なら必ず適法である。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。識別符号の不正提供も規制対象となる。

イ：誤り。助長行為自体が規制される。

ウ：誤り。禁止規定がある。

エ：誤り。有償無償だけで決まらない。

総合解説：識別符号の不正提供も規制対象となる。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0124

3-5 情報社会の法的リスク > 不正アクセス・サイバー関連法

難易度：基礎

フィッシングサイトで他人のID・パスワードを入力させようとする行為について最も適切な説明はどれか。

ア. 実際に取得するまで一切規制されない。

イ. 不正アクセスに用いる目的で識別符号の入力を不正に要求する行為として規制対象となり得る。

ウ. フィッシングは民事問題だけである。

エ. 自社ロゴを使わなければ必ず適法である。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。入力要求段階も規制対象となり得る。

イ：正しい。不正な入力要求自体が規制される場合がある。

ウ：誤り。刑事規制が問題となり得る。

エ：誤り。ロゴの有無だけで決まらない。

総合解説：不正な入力要求自体が規制される場合がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0125

3-5 情報社会の法的リスク > 不正アクセス・サイバー関連法

難易度：標準

脆弱性を突いて権限なくシステムへ侵入する行為について最も適切な説明はどれか。

ア. パスワードを盗まなければ絶対に不正アクセスにならない。

イ. 脆弱性があれば誰でも自由に侵入できる。

ウ. 識別符号の入力によらなくても、アクセス制御の制限を回避する一定の行為は不正アクセスとなり得る。

エ. 同法は建物侵入だけを規制する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。他の回避型も対象となり得る。

イ：誤り。脆弱性は無権限アクセスを正当化しない。

ウ：正しい。脆弱性利用等も規制対象となり得る。

エ：誤り。ネットワーク不正アクセスを規制する。

総合解説：脆弱性利用等も規制対象となり得る。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0126

3-5 情報社会の法的リスク > 不正アクセス・サイバー関連法

難易度：応用

マルウェアの作成・提供について最も適切な説明はどれか。

ア. マルウェアの刑事規制は日本に存在しない。

イ. 研究目的と名付ければどの提供方法でも適法である。

ウ. 著作権法だけで処理される。

エ. 正当な理由なく、不正指令電磁的記録を作成・提供する等の行為は刑法上の犯罪となり得る。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。刑法に規定がある。

イ：誤り。目的・態様を具体的に判断する必要がある。

ウ：誤り。刑法等が問題となり得る。

エ：正しい。刑法にコンピュータ・ウイルスに関する罪がある。

総合解説：刑法にコンピュータ・ウイルスに関する罪がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0127

3-5 情報社会の法的リスク > 不正アクセス・サイバー関連法

難易度：標準

サイバーセキュリティ基本法について最も適切な説明はどれか。

- ア. 我が国のサイバーセキュリティ施策を総合的に推進する基本法で、民間企業のあらゆる具体的義務を一括して定める一般法ではない。
- イ. 全サイバー事件の刑罰を同法だけで定める。
- ウ. 民間企業の全対策を細部まで直接義務付ける。
- エ. サイバーセキュリティを扱っていない。

0128

3-5 情報社会の法的リスク > 不正アクセス・サイバー関連法

難易度：基礎

外部研究者へ脆弱性診断を依頼する際の法務対応として最も適切なものはどれか。

- ア. 対象も権限も定めず好きに侵入させる。
- イ. 対象システム、期間、許容手法、権限、取得情報の扱い等を契約・承認文書で明確化する。
- ウ. 第三者システムも無断診断させる。
- エ. 取得した顧客情報の扱いを定めない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。国の基本理念・責務・戦略等を定める基本法である。

イ：誤り。刑法等の個別法もある。

ウ：誤り。基本法である。

エ：誤り。政策の基本法である。

総合解説：国の基本理念・責務・戦略等を定める基本法である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。法的・技術的リスクが高い。

イ：正しい。正当な権限範囲を明確にすることが重要である。

ウ：誤り。第三者権限なくアクセスすれば問題となる。

エ：誤り。秘密保持等の設計が必要である。

総合解説：正当な権限範囲を明確にすることが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0129

3-5 情報社会の法的リスク > 不正アクセス・サイバー関連法

難易度：応用

退職者が無効化されていない旧アカウントで会社システムへアクセスした場合の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. パスワードが動けば永久に正当なアクセスである。
- イ. 会社が削除を忘れれば自由にアクセスできる。
- ウ. 技術的にログイン可能でも利用権限を失っていれば、不正アクセス等の問題が生じ得る。
- エ. 退職者には同法は適用されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。権限喪失後の利用は問題となり得る。
イ：誤り。管理不備は無権限利用を正当化しない。
ウ：正しい。技術的可能性と法的権限は別である。
エ：誤り。適用対象となり得る。
総合解説：技術的可能性と法的権限は別である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0130

3-5 情報社会の法的リスク > 不正アクセス・サイバー関連法

難易度：標準

不正アクセス被害を受けた企業の初動として最も適切なものはどれか。

- ア. 侵入ログを全削除する。
- イ. 関係部署への報告を禁止する。
- ウ. 報復目的で攻撃者へ無断侵入する。
- エ. 侵害範囲の特定、アカウント遮断、証拠保全、関係部署への報告、必要に応じ警察等への相談を行う。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。調査・証拠保全を妨げる。
イ：誤り。組織的対応が必要である。
ウ：誤り。新たな違法行為となるおそれがある。
エ：正しい。被害拡大防止と原因究明・証拠保全を並行して進める。
総合解説：被害拡大防止と原因究明・証拠保全を並行して進める。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0131

3-5 情報社会の法的リスク > 情報セキュリティと法的責任

難易度：基礎

企業のサイバーセキュリティを経営課題として扱う理由として最も適切なものはどれか。

- ア. 事業継続、顧客・取引先への損害、法令違反、信用毀損等に直結する企業リスクだからである。
- イ. 情報システム部門だけの技術趣味である。
- ウ. 大企業にしか発生しない。
- エ. 対策すると違法になる。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。サイバーリスクは企業リスクマネジメントの一部として扱うべきである。
イ：誤り。事業・財務・法務・信用に影響する。
ウ：誤り。中小企業も被害を受け得る。
エ：誤り。そのような禁止はない。
総合解説：サイバーリスクは企業リスクマネジメントの一部として扱うべきである。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0132

3-5 情報社会の法的リスク > 情報セキュリティと法的責任

難易度：標準

経営者が行うべきサイバーセキュリティ対応として最も適切なものはどれか。

- ア. 全責任を担当者一人に押し付ける。
- イ. 方針を示し、責任者・体制を整備し、必要な資源を確保して継続的にリスク管理を行う。
- ウ. 事故が起きるまで予算をゼロにする。
- エ. 取引先のセキュリティは絶対に確認しない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。経営リスクとしての統治が不足する。
イ：正しい。経営者のリーダーシップと体制・資源確保が重要である。
ウ：誤り。予防的管理が必要である。
エ：誤り。サプライチェーン管理が重要である。
総合解説：経営者のリーダーシップと体制・資源確保が重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0133

3-5 情報社会の法的リスク > 情報セキュリティと法的責任

難易度：標準

委託先のサイバー事故に備える契約条項として最も適切なものはどれか。

ア. 事故が起きても永久に通知しないと定める。

イ. 安全管理基準も監査も全て禁止する。

ウ. 安全管理水準、再委託条件、事故時の通知、調査協力、ログ保存、損害・費用負担等を定める。

エ. 再委託先の存在を隠す。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。被害拡大防止を妨げる。

イ：誤り。委託先管理が機能しない。

ウ：正しい。役割分担と迅速な情報共有が重要である。

エ：誤り。再委託リスク管理上不適切である。

総合解説：役割分担と迅速な情報共有が重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0134

3-5 情報社会の法的リスク > 情報セキュリティと法的責任

難易度：基礎

個人データを扱う企業がサイバー攻撃を受けた場合について最も適切な説明はどれか。

ア. 攻撃者が悪いので企業側の法令対応は不要である。

イ. サイバー事故には個人情報保護法は適用されない。

ウ. 警察相談だけで法定報告は常に不要になる。

エ. サイバー対策だけでなく、個人情報保護法上の安全管理措置・漏えい報告・本人通知の要否も検討する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。企業側の義務も問題となり得る。

イ：誤り。個人データ漏えいなら適用され得る。

ウ：誤り。各制度を別途検討する必要がある。

エ：正しい。一つの事故に複数法令が重なることがある。

総合解説：一つの事故に複数法令が重なることがある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0135

3-5 情報社会の法的リスク > 情報セキュリティと法的責任

難易度：標準

情報セキュリティ事故による民事責任について最も適切な説明はどれか。

ア. 契約上の義務、注意義務違反、因果関係、損害、免責条項等を踏まえ債務不履行責任や不法行為責任が問題となり得る。

イ. サイバー事故の損害は賠償対象にならない。

ウ. 攻撃者がいれば企業の管理不備は絶対に検討されない。

エ. 契約条項は責任判断に影響しない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。事故発生だけでなく、契約と民法上の要件を具体的に検討する。

イ：誤り。要件を満たせば賠償責任が生じ得る。

ウ：誤り。企業側の注意義務等も問題となる。

エ：誤り。重要な判断材料である。

総合解説：事故発生だけでなく、契約と民法上の要件を具体的に検討する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0136

3-5 情報社会の法的リスク > 情報セキュリティと法的責任

難易度：応用

ランサムウェア被害に備える事業継続対策として最も適切なものはどれか。

ア. バックアップも訓練も行わない。

イ. 復旧手順、バックアップ、代替業務、連絡体制、意思決定基準を平時から整備・訓練する。

ウ. 事故時の連絡先を共有しない。

エ. 復旧計画は事故後に初めて考える。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。復旧能力を低下させる。

イ：正しい。事故発生を前提に復旧・事業継続まで準備することが重要である。

ウ：誤り。初動遅延につながる。

エ：誤り。平時準備が重要である。

総合解説：事故発生を前提に復旧・事業継続まで準備することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0137

3-5 情報社会の法的リスク > 情報セキュリティと法的責任

難易度：標準

特定のセキュリティ製品を導入した場合の法的責任について最も適切な説明はどれか。

- ア. 有名製品なら設定ミスがあっても責任は消滅する。
- イ. 技術対策があれば従業員教育は禁止される。
- ウ. 製品導入だけで責任が自動的に免除されるわけではなく、設定・運用・教育・監視を含む実効性が重要である。
- エ. セキュリティは契約・法令と無関係である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。製品導入だけで免責されない。
イ：誤り。人的対策も重要である。
ウ：正しい。安全管理は形式的な導入だけでなく運用全体で評価される。
エ：誤り。密接に関係する。
総合解説：安全管理は形式的な導入だけでなく運用全体で評価される。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0138

3-5 情報社会の法的リスク > 情報セキュリティと法的責任

難易度：基礎

サプライチェーンのセキュリティ管理として最も適切なものはどれか。

- ア. 自社外のリスクは全て無視する。
- イ. 委託先事故は必ず自社と無関係になる。
- ウ. 重要委託先ほど要件を定めない。
- エ. 重要な委託先・クラウド・ソフトウェア供給者等のリスクを把握し、契約・評価・監査・情報共有を組み合わせる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。委託先等が攻撃経路になる。
イ：誤り。自社へ波及し得る。
ウ：誤り。重要性に応じた管理が必要である。
エ：正しい。外部依存先も含めたリスク管理が必要である。
総合解説：外部依存先も含めたリスク管理が必要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0139

3-5 情報社会の法的リスク > 情報セキュリティと法的責任

難易度：応用

サイバー事故対応訓練の目的として最も適切なものはどれか。

- ア. 技術部門だけでなく法務、広報、経営、顧客対応等の役割と意思決定を事前に検証する。
- イ. 訓練記録を改ざんするため。
- ウ. 経営者を事故対応から外すため。
- エ. 不備を見つけても修正しないため。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。重大事故は全社対応となるため部門横断訓練が有効である。
イ：誤り。目的ではない。
ウ：誤り。重大事故では経営判断が必要である。
エ：誤り。課題発見・改善が目的である。
総合解説：重大事故は全社対応となるため部門横断訓練が有効である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0140

3-5 情報社会の法的リスク > 情報セキュリティと法的責任

難易度：標準

サイバー事故の对外公表を検討する場合の対応として最も適切なものはどれか。

- ア. 事実確認前に憶測を断定して公表する。
- イ. 法定報告義務、顧客・取引先への通知義務、調査への影響、情報の正確性を確認し、迅速性と事実確認を両立させる。
- ウ. 法定通知義務を広報判断だけで無視できる。
- エ. 事故情報は必ず永久に隠蔽する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。誤情報のリスクがある。
イ：正しい。法務・広報・技術部門が連携して判断する必要がある。
ウ：誤り。法令上の義務は履行が必要である。
エ：誤り。通知・公表が必要な場合がある。
総合解説：法務・広報・技術部門が連携して判断する必要がある。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0141

3-5 情報社会の法的リスク > 電子データ・ログ・デジタル証拠

難易度：基礎

電子メールやシステムログを民事紛争の証拠として利用する際に重要な考え方として最も適切なものはどれか。

- ア. 人の記憶だけ残せば原データは必ず不要である。
- イ. 証拠として使う前に自由に内容を書き換える。
- ウ. 内容だけでなく、誰が作成したか、いつ作成・送受信されたか、改変されていないか等の真正性・完全性を示せるようにする。
- エ. 電子データは民事訴訟で絶対に証拠にならない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。原データやメタデータの保存が重要となる。

イ：誤り。改変は証拠価値を損なう。

ウ：正しい。デジタル証拠では真正性・完全性・作成経緯を裏付ける周辺情報が重要である。

エ：誤り。証拠として利用され得る。

総合解説：デジタル証拠では真正性・完全性・作成経緯を裏付ける周辺情報が重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0142

3-5 情報社会の法的リスク > 電子データ・ログ・デジタル証拠

難易度：標準

サーバーログを保全する方法として最も適切なものはどれか。

- ア. 都合の悪い行だけ削除して保存する。
- イ. 誰が取得したかを記録しない。
- ウ. 事故時点のログを上書きで消す。
- エ. 原本性を維持し、取得日時・取得者・取得方法を記録し、ハッシュ値等で改変有無を確認できる形で保全する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。改ざんとなり証拠価値を損なう。

イ：誤り。管理履歴が不明となる。

ウ：誤り。事実確認・立証を困難にする。

エ：正しい。取得経緯と完全性を追跡できるようにすることが重要である。

総合解説：取得経緯と完全性を追跡できるようにすることが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0143

3-5 情報社会の法的リスク > 電子データ・ログ・デジタル証拠

難易度：標準

ログのハッシュ値を保存する主な意義として最も適切なものはどれか。

- ア. 後日取得したデータが保全時から変更されていないかを検証する手掛かりになる。
- イ. 作成者の意思能力まで必ず証明できる。
- ウ. ログ本文を復号するパスワードである。
- エ. ハッシュがあればログ内容が自動的に真実になる。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。ハッシュはデータ完全性確認に利用できる。
イ：誤り。ハッシュは主に完全性確認に役立つ。
ウ：誤り。ハッシュは復号鍵ではない。
エ：誤り。証拠評価は他の事情も含めて行う。
総合解説：ハッシュはデータ完全性確認に利用できる。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0144

3-5 情報社会の法的リスク > 電子データ・ログ・デジタル証拠

難易度：基礎

従業員の操作ログを取得・保存する場合の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 会社端末なら私生活情報も目的なく永久保存してよい。
- イ. 目的を明確にし、必要性・相当性、個人情報・プライバシー、社内規程、アクセス権限、保存期間等を検討する。
- ウ. 操作ログは個人情報になることが絶対でない。
- エ. ログ管理者は自由に改変してよい。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。必要性・相当性等への配慮が必要である。
イ：正しい。ログ取得は有用だが無制限監視ではなく適切な管理が必要である。
ウ：誤り。個人を識別できれば個人情報となり得る。
エ：誤り。完全性管理が重要である。
総合解説：ログ取得は有用だが無制限監視ではなく適切な管理が必要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0145

3-5 情報社会の法的リスク > 電子データ・ログ・デジタル証拠

難易度：標準

電子メールを証拠保全する際の対応として最も適切なものはどれか。

- ア. 送信者名だけ残し本文・日時を削除する。
- イ. 提出前に本文を自由に書き換える。
- ウ. 本文だけでなく、可能ならヘッダー情報、添付ファイル、送受信日時、原データ等も保全する。
- エ. 関連添付ファイルは必ず削除する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。証拠価値を低下させる。
イ：誤り。改変は許されない。
ウ：正しい。周辺メタデータは送信経路・日時・真正性の検討に有用である。
エ：誤り。関連資料は適切に保全すべきである。
総合解説：周辺メタデータは送信経路・日時・真正性の検討に有用である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0146

3-5 情報社会の法的リスク > 電子データ・ログ・デジタル証拠

難易度：応用

訴訟が具体的に予想される段階で関連電子データの取扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア. 不利なデータだけ選んで削除する。
- イ. 訴訟関連データを通常より早く廃棄する。
- ウ. 通常削除を続けるよう指示する。
- エ. 通常の自動削除ルールを必要に応じて停止し、紛争に関連するデータを適切に保全する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。重大なリスクがある。
イ：誤り。必要な証拠を失う。
ウ：誤り。保全措置が必要となる。
エ：正しい。証拠の散逸を防ぐため関連情報の保存措置が重要となる。
総合解説：証拠の散逸を防ぐため関連情報の保存措置が重要となる。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0147

3-5 情報社会の法的リスク > 電子データ・ログ・デジタル証拠

難易度：標準

クラウドサービス上のログを証拠として確保するため契約前に確認すべき事項として最も適切なものはどれか。

- ア. ログの取得可否、保存期間、時刻同期、エクスポート形式、サービス終了時の取得等である。
- イ. ログ機能がないことだけを条件に選ぶ。
- ウ. 保存期間は短いほど必ず優れている。
- エ. 時刻情報は証拠評価に一切関係しない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。必要なログが期限切れ等で取得不能にならないよう事前確認が重要である。
イ：誤り。事故調査・証拠確保に不利である。
ウ：誤り。リスクに応じた期間設計が必要である。
エ：誤り。時系列分析に重要である。
総合解説：必要なログが期限切れ等で取得不能にならないよう事前確認が重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0148

3-5 情報社会の法的リスク > 電子データ・ログ・デジタル証拠

難易度：基礎

システム時刻を適切に同期することの証拠上の意義として最も適切なものはどれか。

- ア. 時刻同期でログ内容が必ず真実になる。
- イ. 複数システムのログの時系列を比較し、事故の発生順序や操作経緯を分析しやすくする。
- ウ. 時刻情報は事故調査では不要である。
- エ. 各サーバーの時計を意図的にばらばらにする。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。時刻の正確性は一要素にすぎない。
イ：正しい。正確な時刻はインシデント解析と証拠評価の基礎となる。
ウ：誤り。時系列復元に重要である。
エ：誤り。分析を困難にする。
総合解説：正確な時刻はインシデント解析と証拠評価の基礎となる。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0149

3-5 情報社会の法的リスク > 電子データ・ログ・デジタル証拠

難易度：応用

デジタル証拠を外部調査会社へ渡す場合の対応として最も適切なものはどれか。

ア. 誰に渡したか記録しない。

イ. 原データを自由に上書きさせる。

ウ. 受渡日時、受渡者、媒体・データ識別情報、ハッシュ値等を記録し、アクセス権限と秘密保持を管理する。

エ. 営業秘密が含まれていても秘密保持は不要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。管理履歴が不明となる。

イ：誤り。完全性を損なう。

ウ：正しい。証拠の管理履歴を追跡可能にすることが真正性・完全性の説明に役立つ。

エ：誤り。秘密保持等の管理が必要である。

総合解説：証拠の管理履歴を追跡可能にすることが真正性・完全性の説明に役立つ。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0150

3-5 情報社会の法的リスク > 電子データ・ログ・デジタル証拠

難易度：標準

スクリーンショットだけをデジタル証拠として保存することについて最も適切な説明はどれか。

ア. スクリーンショットは絶対に証拠にならない。

イ. スクリーンショットがあれば改ざん可能性は検討不要である。

ウ. 取得日時やURLは記録してはならない。

エ. 有用な証拠になり得るが、可能であればURL、取得日時、原データ、ヘッダー、ログ等も合わせて保存し真正性を補強する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。証拠として利用され得る。

イ：誤り。真正性の検討が必要である。

ウ：誤り。取得状況の記録は有用である。

エ：正しい。取得経緯や原データを組み合わせると証拠価値を説明しやすい。

総合解説：取得経緯や原データを組み合わせると証拠価値を説明しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01